

令和8年(2026年)第1回ニセコ町議会定例会 第1号

令和8年(2026年)3月2日(月曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 令和8年度町政執行方針
- 6 令和8年度教育行政執行方針
- 7 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 8 議案第 1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
(提案理由の説明)
- 9 議案第 2号 普通財産の無償貸付について(旧宮田小学校屋内体育館)
(提案理由の説明)
- 10 議案第 3号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議について
(提案理由の説明)
- 11 議案第 4号 ニセコ町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(提案理由の説明)
- 12 議案第 5号 ニセコ町行政手続条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 13 議案第 6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 14 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 15 議案第 8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第 9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第10号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)

- 1 8 議案第 1 1 号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 1 9 議案第 1 2 号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 0 議案第 1 3 号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 1 議案第 1 4 号 令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 2 2 議案第 1 5 号 令和 8 年度ニセコ町一般会計予算
(提案理由の説明)
- 2 3 議案第 1 6 号 令和 8 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 4 議案第 1 7 号 令和 8 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(提案理由の説明)
- 2 5 議案第 1 8 号 令和 8 年度ニセコ町簡易水道事業会計予算
(提案理由の説明)
- 2 6 議案第 1 9 号 令和 8 年度ニセコ町公共下水道事業会計予算
(提案理由の説明)

○出席議員（9名）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 番 高 瀬 浩 樹 | 3 番 高 木 直 良 |
| 4 番 榊 原 龍 弥 | 5 番 高 井 裕 子 |
| 6 番 小 松 弘 幸 | 7 番 斉 藤 うめ子 |
| 8 番 木 下 裕 三 | 9 番 篠 原 正 男 |
| 1 0 番 青 羽 雄 士 | |

○欠席議員（1名）

- 2 番 大 野 幹 哉

○出席説明員

- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 田 中 健 人 |
| 副 町 長 | 山 本 契 太 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 志 伸 |
| 総 務 課 長 | 福 村 一 広 |
| 消 防 庁 舎 整 備 室 長 | 黒 瀧 敏 雄 |
| 企 画 環 境 課 長 | 桜 井 幸 則 |

企 画 環 境 課 参 事	阿 南 孝 宏
税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡
保 健 福 祉 課 長	重 森 省 宏
農 政 課 長	山 口 丈 夫
農 業 委 員 会 事 務 局 長	
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	石 山 智
商 工 観 光 課 長	馬 山 由 香
商 工 観 光 課 参 事	市 原 俊 樹
都 市 建 設 課 長	橋 本 啓 二
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	佐 々 木 一 茂
財 政 係 長	浅 井 理 登
教 育 長	片 岡 辰 三
総 合 教 育 課 長	淵 野 伸 隆
総 合 教 育 課 参 事	阿 部 信 幸
総 合 教 育 課 参 事	中 川 博 視
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	三 橋 公 一
こ ど も 未 来 課 長	齋 藤 徹
代 表 監 査 委 員	佐 竹 三 郎
農 業 委 員 会 会 長	荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長	加 藤 紀 孝
書 記	佐 藤 秀 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、高瀬浩樹君、3番、高木直良君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月11日までの10日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、田中健人君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、福村一広君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長農業委員会事務局長、山口丈夫君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬淵由香君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、総合教育課参事、中川博視君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、大野幹哉議員から入院、手術のため今定例会の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と令和7年度定例監査の結果報告、田中町長か

ら新型インフルエンザ等対策に係るニセコ町行動計画をそれぞれ受理しております。また、パワハラから職員を守る北海道民の会から政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書、道内在住の個人から羊蹄山麓地域における大規模開発に関する計画制度の再設計を求める意見書、靖国神社国営化阻止道民連絡会議から日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書、以上3件を郵送により受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告いたします。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、田中健人君。

○町長（田中健人君） おはようございます。令和8年第1回ニセコ町議会、改めてよろしくお願ひいたします。では、行政報告を先にさせていただければと思います。

第1回ニセコ町議会定例会、行政報告。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

めくっていただきまして、総務課から報告いたします。新年交礼会の開催について、1番ということで、1月6日、ニセコ町民センターにて記載のとおり開催をしております。

続いて、2番、後志町村会についてということでございますが、定期総会ははじめ記載のとおり開催しております。

3番目、後志広域連合について、こちらも記載のとおり報告とさせていただきます。

続いて、ページめくっていただきまして2ページ目、4番、羊蹄山ろく消防組合会議についてというところでございますが、こちらも記載のとおりのご報告とさせていただきます。

めくっていただきまして3ページ目、項目でいう7番、デロイトトーマツ札幌イノベーションハブ開設の事業説明会とレセプションパーティーについてというところでございますが、1月15日に記載の概要にて参加をしましてまいりました。これは、当町とデロイトトーマツ社がニセコハートラボの協定関係にあるというところもございまして参加をさせていただきました。

続いて、8番、所有権移転登記手続請求控訴事件についてでございます。こちらについては、事件の概要等については記載のとおりでございますが、事件の時系列、令和7年、2025の一番下、弁論再開とございます。こちら12月22日に弁論再開をするという旨でご報告も先んじてさせていただいておりましたが、令和8年、今年に入りまして2月12日におきましては口頭弁論が行われております。次回口頭弁論につきましては、この記載のとおり3月24日に予定をしております。今引き続き弁論を継続しているというような状況をご報告申し上げます。

続いて、9番、情報非公開決定取消し請求事件についてでございます。こちら事件の概要としましては、令和7年8月22日付にて原告から町に対し情報公開請求書、先ほどの報告にもございまし

たが、所有権移転登記手続請求控訴事件・第1審判決文が提出され、同年9月3日付にて非公開決定通知を送付しました。同年9月6日付にて原告から町に対し審査請求書の提出があり、同年9月18日付にて町が情報公開審査会へ諮問しました。同年11月4日付にて情報公開審査会から町へ答申書が提出され、その答申を受け、同年11月11日付にて町が原告に対し審査請求認容通知書（一部非公開決定・判決文）を送付しました。その後、令和8年1月8日付にて札幌地方裁判所から特別送達、口頭弁論期日呼出し状及び答弁書催告状があり、原告から訴状が提出され、令和8年2月17日に口頭弁論を開始するに至ったというところが概要でございます。以下、時系列については記載のとおりでございますが、こちら最新の時系列で申し上げますと一番下、2026年、本年3月10日に口頭弁論を予定しているというような状況でございます。また、詳細につきましてはご報告できればと思っております。

すみません、失礼しました。9番の事件の概要の一番下の文章、2月17日に口頭弁論とありますが、こちら下の時系列の3月10日が最新ですので、2月17日に口頭弁論を開始するのではなく、3月10日に口頭弁論を開始するが正しくございます。失礼いたしました。

続いて、10番、土地の寄付の受入れにつきましては、記載のとおり申出がございました。

続いて、ページが飛びまして5ページ、11番、人材育成・職場環境改善プロジェクトチームの実施についてというところがございます。こちら令和6年度に実施をされました職員アンケートの結果を踏まえ、全庁的な人事、人材育成と職場環境改善に向け、職員自らが自分たちの役場をどうしたいのか、理想の職員とは何かを考えるために職員12名によるプロジェクトチームを立ち上げました。今後議論を通じて人材育成と職場業務改善、さらに健康やライフプランに安心感を持ち働くことができる環境づくりにつなげ、職員の安心感が意欲的に働く要因となり、組織の活性化や町政の発展、住むことが誇りに思えるまちの実現を目指していく予定でございます。以下のとおり開催をしております、本プロジェクトチームにつきましても引き続き行っていく次第です。

12番、泊発電所の立入調査については以下のとおりでございます。

その後めくっていただきまして、ページ番号が7ページでございます。項番でいいますと17番、蘭越町で発生した傷害事件への対応についてでございます。こちらまだ日も浅いですので、ご記憶の強い方もいらっしゃるかと思いますが、発生日時が2月25日午後2時頃というところがございます。蘭越町の湯の里地区でございまして、被害者の自宅近くの道路沿いにて見知らぬ男性2人に刃物で刺された事件というものがございました。こちらの事件対応についてのご報告です。こちら教育委員会が中心となって各学校へメール等の転送をして対応協議をしております。その後、以下、登校時と黒縁括弧でもございますが、役場の職員も登校時につきましては26日、登校時について20名の職員が対応し、スクールバスへの同乗ですとか学校玄関での見守り、セットカーによる町内巡回を行いました。また、下校時につきましては14名の職員が対応しまして以下のとおりの対応をし、27日につきましては6名の職員が対応したというところです。その後、通り魔的な犯行ではないという情報を得たところもございまして、保護者送迎の要請をせず、念のため町職員による巡回等を行いましたが、27日で一旦終了したというものでございます。

また、項目記載ございませんが、ニセコ会議経営フォーラムというものが2月5日から7日開催

をされております。7日の最終日につきましては私も参加をしまして、ニセコ町の取組ですとか官民連携の取組についての共有をした次第でございます。

続いて、消防庁舎整備室でございます。こちらにつきましては、各種整備に向けた会議を記載のとおり行っております。8ページでございます。2番目の建築物省エネ法に基づく建築物省エネルギー性能表示評価認定についてでございます。こちらにつきましては内容が記載のとおりでございますが、新ニセコ消防庁舎が建築物省エネルギー性能表示、いわゆるBELS評価においてZEB

Ready（BEI値0.45）の認定を受けたというところでございます。非常に高い省エネルギー性能が第三者認証を得られたというものでございます。

続きまして、企画環境課のご報告です。記載のとおり各種会議等についてはお目通しいただければと思っております。

ページ飛んでいただきまして、10ページでございます。項番でいうと7番、国際交流事業の実施状況についてでございます。こちら特筆すべき項目としまして3番、ワールドまつり・第12回絵本ワールドを2月7日、ニセコ町民センターにて開催をしました。国際交流員、ニセコ高校の生徒はじめ、多くの方々に準備していただき、そして来場者200名ということで多くの方にご参加をいただいた次第でございます。

ページめくっていただきまして、11ページ目でございます。8番、地域公共交通改善事業の状況についてご報告申し上げます。1番、デマンドバスの被追突事故による休車についてでございます。こちら令和7年12月11日にニセコ町内ニセコ大橋駐車場付近において後続車による被追突事故がございました。これにより車両本体のフレームなどに損傷が確認され、12月12日から修理のため1台での運行となっております。現在損傷部品の作成と修理で時間を要しておりますが、3月20日には完了し、従前どおりの運行体制になるというところで、今現行1台での運行でございまして、利用者の皆様にはご不便をおかけしているというところでございます。

(2)がデマンドバスの運行状況でございます。1月から12月も含めてですが、乗車件数が落ち込んでいるといったところにつきましては、この(1)が要因となっております。

続いて、9番、ふるさとづくり寄付、ふるさと住民票について記載のとおり状況でございますが、令和8年1月31日現在というところで、令和7年度のふるさとづくり寄付、いわゆるふるさと納税のご寄付の状況でございますが、過去最高金額でございますが、寄付金額合計しまして約1.5億円のご寄付をいただいているというところでございます。次のページ以降に年度別の内訳が記載のとおりとなっております。

続いて、10番、企業版ふるさと納税についてでございます。こちら令和8年2月現在でございますが、寄付件数16件、寄付金額にして約4,400万円のご寄付をいただいているというような状況です。

続いて、11番、ふるさと納税に係る企業等の訪問についてでございます。こちら1月29日、30日の2日間に分けて、主に首都圏の本社を有する企業等につきまして7社ほど、私をはじめ企画環境課参事、経営企画係の主事が継続的にご寄付、あるいは何らかの形でニセコ町のまちづくりに貢献いただいている会社のご挨拶と今後の支援についての要望、意見交換等を実施してまいりました。

続きまして、めくっていただきまして項番12でございます。ニセコ中央倉庫群指定管理の状況に

ついてでございます。以下のとおりの利用件数、利用者数となっておりますが、今指定管理に指定しまして管理業務については3か年ということの1年目というところです。

続いて、13番、令和8年度の採用、地域おこし協力隊の選考状況についてでございます。記載のとおりでございますが、現時点では2名の内定通知をしているというところでございます。そのほか以下記載のとおりでございますが、15番、地域おこし協力隊町民交流会につきましては2月18日に行いまして、今所属する協力隊の皆様を取組等についてご報告をさせていただいたというところでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして18番、まちづくり懇談会について記載のとおり最終的には全14会場、参加者184名、意見数156件というところでご意見等をいただいているというところでございます。

めくっていただきまして、15ページでございます。項番、役場職員との懇談会、22番でございます。これ職員向けまちづくり懇談会という位置づけでございまして、職員の声を町政やまちづくりに生かし、役場職員にも外部に発信する情報については事前に知ってもらいたいというところから情報共有の場としても試験的に実施をした内容でございます。そのほか引き続き職員との個別面談についても実施をしております、おおよそ正職員については約100名ほどおりますが、今3分の2程度まで何とか個別面談を進めているというような状況です。

23番、行政視察の受入れ状況については記載のとおりでございます。

続いて、税務課でございます。まず、令和7年度の町税収納の実績については記載のとおりでございます、非常に職員の努力をはじめ町民の皆様のご理解もございまして、高い収納率を維持しているというところです。

続いて、ページをめくっていただきまして2番、宿泊税の取組についてでございます。こちらは、まず(1)が宿泊税の変更の協議書について総務省に1月7日提出をさせていただいたというところです。

2番目でございます。宿泊税の税制変更に向けた宿泊事業者等との信頼関係強化を目指した取組についてご報告申し上げます。こちらは、令和7年第9回ニセコ町議会定例会に可決されたニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例に付された決議に従い、町では宿泊事業者をはじめとした関係者との意思疎通や情報共有に努め、信頼関係の強化を図るための取組を進めてまいりたいと考えております。ただ、現状においては主に以下の理由から行政報告として明確な報告を行える状況ではないというものでございます。

以下の内容については記載のとおりではございますが、現在総務省との法定外税の変更協議が進行中であり、変更の可否、実際の変更時期の詳細がまだ未確定であるというものでございますので、現状は情報収集中というところでございますので、今後それらが明確になった上で事業者等との意見交換を重ねる予定であるというところを重ねてご報告申し上げます。

続いて、町民生活課についてでございます。まず1月末現在、1番でございますが、人口5,685名というところございまして、近年の傾向ではございますが、その近年の中でもうち外国人1,223名の登録があるというところのご報告でございます。

ページをめくっていただきまして17ページ、5番、羊蹄山麓環境衛生組合関係町村会議についてでございます。記載のとおりでございますが、2月20日に行われた第3回につきましては、施設更新関連部分以外は承認ということで、今衛生センター施設の更新について議論を進めているというところでございます。

続きまして、18ページ目、保健福祉課についてのご報告でございます。こちら各種会議等については記載のとおりでございますが、5番のニセコハイツ等の入居状況についてでございます。こちら今入居の人数については2月20日現在で記載のとおりですが、介護員職員等の不足によりきらりの定員調整を今実施をしているというところでございます。現状一時的に9名という方向で今各種調整を進めているというところでございます。

そのほか6番から、ページをめくっていただきまして12番については記載のとおりでございます。

また、20ページ、13番、高齢者健康教室の開催についてということで、こちらにもニセコハートラボの関係でもございますが、北海道コンサドーレ札幌と連携事業の一環として行っているというところでございます。

以下、14番から16番についてはお目通しいただければと思います。

17番、定額減税の補足給付金について、こちらにも2月20日現在というところでございますが、記載のとおりとなっております。

続いて、22ページ目、農政課に関するご報告でございます。1番、経営所得安定対策の実施状況についてでございます。こちらは交付申請の受付件数が79件というところでございますが、内訳、詳細については以下のとおりとなっております。

また、2番以降です。各種総会等の実施状況についてはお目通しいただければと思います。

ページめくっていただきまして23ページ、5番、ニセコ町堆肥センターの運営について記載のとおりでございます。

また、6番、令和7年度の有害鳥獣の被害防止対策支援事業についての現状の状況でございますが、記載のとおりとなっております。項番7の令和7年度有害鳥獣捕獲業務実績についても今記載のとおりとなっております。

続いて、国営農地再編推進室についてでございます。こちら1番、国営緊急農地再編整備事業の推進ということで各種会議等を行っているというところでございます。事業についてはおおよそほぼ99%が終わっているというところでございますが、換地に向けて今計画どおり進めているというところでございます。

続いて、24ページ、商工観光課に関するご報告です。まず、各種会議等については記載のとおりお目通しいただければと思います。

25ページでございます。5番、道の駅ニセコビュープラザでの防災訓練について、こちら12月19日に行ったものでございます。小樽開発建設部が主催となって行ったものでございますが、道内の道の駅に初めて設置した災害対応型の高付加価値コンテナの使い方、これは平時と災害時と分けてというところでございますが、既存の防災資材等を使用した訓練の実施ほかということでこちらご報告申し上げます。

6番、北海道知事感謝状の伝達についてでございます。こちら2月3日に実施を行いまして、10年以上自然保護監視員活動やニセコルール、雪崩事故防止など、自然保護監視員として尽力された町内の新谷暁生氏に対する北海道知事感謝状の伝達式を執り行いました。こちらについてもご報告申し上げます。

ページめくっていただきまして、26ページでございます。項番8番、令和7年度のニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況について記載のとおりとなっております。

続いて、11番、町内ポイントカードを活用した子育て支援事業でございます。こちらニセコ綺羅カード会が取り組むポイントカード、いわゆる綺羅カードの事業に対し、物価高騰対策としてこれまでより使いやすい電子マネー、きらペイへの補助を行い、子育て世帯の支援及び域内消費の喚起を図るというものでございます。記載のとおりの実施の内容となっております。

また、ページめくっていただきまして12番、デジタル商品券を活用した物価高騰支援対策事業についてでございます。こちら子育て世帯に限らず町内の物価高対策及び町内の域内消費を喚起というところで、国の交付金等を活用した事業でございますが、全町民を対象に配付をし、以下のとおりの概要として内容を実施したというところでございます。

続きまして、13番、にぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況については記載のとおりと、今年度については現在交付3件というところで今やっています。

14番、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況について、今記載のとおり相談受付状況となっております。そのほか御覧になっていただければと思います。

続いて、28ページ、都市建設課でございます。まず、都市建設課、項番1でございます。ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催について、記載のとおり開催となっております。

続いて、2番、国土利用計画法に基づく土地取引の状況についてというところでございますが、こちら記載のとおり詳細となっておりますが、現在法律に基づく届出状況でございます。

続いて、上下水道課でございます。まず1番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてというところでございます。こちらについては、令和元年度の水道料金改定に伴い、旧営農用契約の農業契約者を対象にした激減緩和措置の令和7年度減収分に対し、物価高口頭対応重点支援地方創生臨時交付金を対象とし、交付金受給予定というところでございます。

続いて、2番、水道施設用地の地役権設定についてでございます。こちらさきの定例会でも一般質問いただいた内容にも関連しますが、現在水源や管路等を含む水道施設用地において民間の地権者の土地を使用しているものに関し、将来にわたり安定して利用できる水資源を維持していくため、該当する土地に地役権の設定をすべく各地権者と今交渉中でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして農業委員会のご報告でございます。こちら記載のとおり各種研修ですとかに参加をしているというものでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、30ページ目からは消防組合ニセコ支署の取組状況のご報告でございます。まず、冒頭、各種会議等については記載のとおりとなっております。

31ページ目、項番9、令和8年ニセコ消防出初め式についてというところでございますが、記載のとおり開催概要となっております。

また、10番、消防長表彰についてというところでございます。こちら年末に町内で発生した火災において人命救助活動で貢献された町民3名へ表彰状を授与したというものでございます。

ページめくっていただきまして32ページ目、項番13番、災害出動について、ニセコ支署の出動というところでございます。以下のとおり、詳細控えますが、記載のとおりの出動件数、出動内容となっております。

33ページ目、(3)火災出動、これが先ほど表彰したというご報告にも関連しますが、12月30日、時間でいう13時11分頃というところで、字本通一般住宅の火災があったというところでございます。状況としましては、木造2階建て一般住宅の内部を全焼したというところでございます。

34ページ目、項番16です。ニセコ救急の出動先別出動状況について、12月から2月というところでございますが、記載のとおりとなっております、特に冬場につきましては山岳出動を含めニセコ町内大きく出動があるというところでございます。

35ページ目以降別表でございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上、行政報告を終了いたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第1回ニセコ町議会定例会、よろしく願いいたします。

私のほうからは教育行政報告ということで、まず1ページ目、教育委員会の活動について(1)教育委員会議等、①の7年第10回臨時会、報告事項につきましてはそこ記載のとおりでございます。議案につきましては、ニセコ町立学校管理規則の一部改正等記載のとおりでございますが、特に管理規則につきましては休暇処理簿と連携システムを導入するというに伴いまして、押印廃止に関係して改正ということになってございます。

②8年第1回定例会、1月19日、記載のとおり開催されてございます。報告事項につきましては、記載のとおりでございます。議案につきまして、ニセコ町教育交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定につきましては、教育交流センターは新しい新寮のことでございます。高校寮、それから入寮等に係る事務手続、使用料等についての制定ということでございます。

③教育委員による学校訪問、2月の10日、13日の両日にわたって開催されてございます。後期2回目ということでございます。町内各学校のほかに今回はK I U A（京都インターナショナルユニバーシティアカデミー）ニセコ校というのが開校されているので、そののところも視察をしているところでございます。

(2)令和7年度第1回ニセコ町総合教育会議が2月13日開催されております。町長主催ということで、教育委員関係の職員で、教育大綱についてと記載ございますが、大綱につきましては平成27年度に策定して10年以上経過しているということで、その見直しを今後進めていきたいと。関連して、教育振興基本計画等についても見直しを図っていきたいということが協議されてございます。

次、2ページ目を御覧ください。(3)、(4)につきましては、記載のとおり開催されております。

(4)の教育長会議につきましては、人事協議含む規律等についての指導がございました。

それから、(6)につきましては、第4回、オンラインでの教育長会議でございますが、時期的

に高校入学者選抜、あるいは服務規律、それから最近ちょっと話題になっていたSNSに生徒等による暴力行為の動画拡散というようなことも懸案事項になっているということでございます。

(7) その後、教育長会議の後、教育長部会のほうで協議したところですが、特に近年この管内におきましては令和8年度以降の新入学児童数の少子化に伴う生徒数が激減しているという状況で、そういう中で今後どうしたらいいかというようなことで統廃合や管内でも義務教育学校の設置等が進んでいるところでございます。

(8) 番につきましては、そこに記載のとおり学校の近くに簡易宿所等の営業許可が出ましたので、それについては施設に影響がないようにと、学校に影響がないようにということで是正措置を講ずることができるよう意見として提出したところでございます。

3ページをお開きください。学校教育の推進ということで、そこに記載の行事等がそれぞれ記載されてございますので、よろしく申し上げます。

③の中体連の関係につきましては、全道大会での成績が記載のとおりでございます。

次、ページをおめくりください。4ページ、(3) 児童生徒の状況ということで、在籍生徒一覧につきましては表のとおりでございます。

また、②の特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況につきましてもその表のとおりでございます。

(4) 特別支援教育につきましては、記載のとおり第4回教育支援委員会が開催され、就学判定、特別支援講師の配置等決めたところでございます。

(5) ニセコスタイルの教育につきましては、ニセコ町に配置されている特別支援講師等研修会ということで、町単独で配置している特別支援講師の研修会を開催しているところでございます。

次、ページをおめくりください。②として、インフルエンザによる臨時休業ということで、ニセコ高校で2年生、1年生が記載の期日臨時休業をしております。

それから、学校給食に関わりましては運営委員会が12月16日開催されてございます。

(8) 高校関係ということでそれぞれ記載のとおり授業を行われておりますけれども、②の見学旅行が例年10月のところ今年は12月に実施したところでございます。

ニセコ高校の活動報告会、1月23日、多くの町民の皆さんにも参加いただいたところでございます。

それから、④番のE z o探究—f e s t i v a lにつきましては、本庄さんが発表したところですが、最高賞の北海道知事賞を受賞したということで報告を受けてございます。

次のページをお願いします。その他神戸大学や麗澤大学等のインターンシップでの受入れが実施されてございます。

それから、⑥につきましては本年卒業生の生徒の動向について記載のとおりでございます。

⑦8年度ニセコ国際高校入学者選抜出願状況ですが、募集定員が70名と増えたところ、出願人数が61名、推薦入試が2月10日、12日に開催され、推薦内定が37名ということで発表されてございます。今後一般入試がこの4日に開催され、合格発表は最終的に3月17日の予定でございます。

次、7ページをお開きください。3、子育て支援、幼児教育・保育の推進ということで、記載の

とおりに子育て支援、子どものまちづくり参加関係について記載されてございます。1月16日には子ども議員による一般質問ということで、子ども議会が開催されているところでございます。その他、そこに記載のとおりそれぞれ事業を行っていただいているところでございます。

次、8ページをお開きください。ファミリーサポートセンター利用の状況につきまして、利用会員数、協力会員数が記載のとおりでございます。また、利用状況につきましては表のとおりでございます。

次、ページをおめくりください。入園児童の状況、2月1日現在、表のとおりでございます。

預かり保育の状況につきましても表のとおりでございます。

6番の幼児センター入園保護者説明会ということで、来年度の入園者につきまして説明会を実施したところでございます。

10ページをお開きください。子育て支援センター関係につきまして、①の子育て支援センター利用者状況につきましては表のとおりでございます。

また、その後段の一時保育の状況につきましても表のとおりでございます。

11ページ、休日保育の状況につきましても表のとおりでございます。

④子育て講座等事業実施の状況につきまして、そこに記載のとおりそれぞれ開催されてございます。

12ページ、放課後事業関係につきましても、こども館の利用状況につきましては記載のとおりでございます。

また、放課後子ども教室の利用状況につきましても表のとおりでございます。

次、13ページをお開きください。4、社会教育・社会体育の推進ということで（1）社会教育活動、①の社会教育委員会議が2月5日開催されてございます。内容等については記載のとおりでございます。そのほか担当の者がそれぞれの会議に参加しているところでございます。

④令和8年ニセコ町二十歳のつどいにつきましては、1月11日開催されてございます。内容につきましては記載のとおりでございますけれども、去年、今年と元担任であった教諭によるホームルーム形式の主催事業をして保護者、二十歳の参加者の方からも大変好評を得ているところでございます。

その後、寿大学については12月、1月、記載のとおり開催されているところでございます。

14ページ、（2）文化・図書活動ということで有島記念館展示事業につきましても記載のとおりでございます。

②のところにつきましては、普及活動ということで有島記念館応援大使をされている大迫淳英氏によるコンサートがニセコ蒸溜所、それから町民センターでも先立って開催されているところでございます。

有島記念館入館者の状況につきましては、表のとおりでございます。

15ページ、学習交流センターあそぶっくの状況につきましても表のとおりということでございます。

⑤のあそぶっく活動状況につきましては、4月から1月までの累積ということになってございま

すが、それぞれ各行事等を積極的に開催、実施していただいているところでございます。

最後、17ページ、（3）社会体育・スポーツ活動についてということでアスリート訪問事業は記載のとおりでございます。

それから、③は初心者の子どものためのスキー教室が1月7、8、9に開催されてございます。

④児童生徒スキーリフトシーズン券助成事業につきましては記載のとおりです。申込数等につきましてもそこに記載のとおりで、2月10日現在ということでございます。

18ページ、社会体育施設の利用状況ということで今年度の総合体育館、テニスコート、水泳プール等の利用状況について表のとおりでございます。

教育行政報告につきましては以上でございます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により午前10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 令和8年度町政執行方針

○議長（青羽雄士君） 日程第5、令和8年度町政執行方針の件を議題といたします。

これを許します。

町長、田中健人君。

○町長（田中健人君） それでは、令和8年度の町政執行方針についてご説明申し上げさせていただきます。私が就任しまして初めての町政執行方針というところでございますので、少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

では、表紙をめくっていただきまして1ページ目からご説明申し上げます。令和8年第1回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、令和8年度における政策の大綱について、説明させていただきます。町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<はじめに>

昨年10月のニセコ町長就任から間もなく5か月が経過しようとしています。「対話で動かすまちづくり」を掲げ、なるべく町民の皆様と顔を合わせて対話することや、現場で起きている声、そして声なき声に耳を傾けることに努めてまいりました。また、町民のために最前線で尽力する現場と向き合うべく、役場職員及び関係機関の職員とも懇談や個別の面談などを通して、まずは正確な現状の把握と、真に取り組むべき事案や課題の整理、そして目指すべき未来を共有してまいりました。まだまだ道半ばではありますが、この5か月で再確認したのは、ニセコ町が歩んできたこれまでの積み重ねの代え難い価値と、ニセコ町への愛、そして、これからの未来を目指したまちづくりに期待をする声です。「ニセコ町のまちをより良くしていく」というのは、1人では不可能です。

異なる立場の人が、共に前を向き、挑戦し続けなければなりません。私が町長に就任をして初めての予算策定に当たる令和8年度は、町民の皆様の負託に応えるためにも、これらの思いや声を基に、町民一人一人が、この町で暮らすことを誇りに持ち、「ニセコ町で暮らして良かった」「暮らすほど好きになるニセコ」の実現を目指して、皆様と共に歩む1年にしたいと考えております。

<まちの現状と財政に対する認識>

まず、町を取り巻く環境について申し上げます。国際情勢の不安定化、物価や金利の変動、社会構造の変化など、私たちの暮らしに直結するリスクは、常に変化をし、複合化しています。このような時代にあつて、自治体が果たすべき役割は「住民の暮らしや安全を守ること」と「未来への投資を止めないこと」の両立であります。私は、その両立を「対話と挑戦」を軸にして実現していく所存です。

ニセコ町は、人口減少が続く多くの自治体とは異なり、住民基本台帳人口は、長期的に見れば、横ばいから微増へ転じ、これまでの5,000人から、これからの10年においては、最大で5,700人程度までの増加も見込んでいます。町民の皆様、議会の皆様、そして事業者の皆様のご尽力の積み重ねにより、町としては発展を遂げ、確実に成長をしている状態です。私は、まず、その歩みと成果に、深い敬意と感謝を申し上げます。

一方で、町の外から見える「ニセコ」へのイメージと、町民の皆様が感じる暮らしの実感の間には、ギャップが生まれてきていることも認識しなければなりません。例えば、住宅の確保、働き手や担い手の不足、生活インフラの維持、子育て環境や教育機会の充実、福祉の向上、農業と観光を基軸とした産業振興、公共交通の充実、防災力の強化、自然環境の保全と活用など。また、町が発展することに伴う痛みが生じることも、受け止める必要があります。これらの取り組むべき課題や町としての魅力の伸び代は、私が就任前から、対話の場で繰り返し聞いてまいりました。私は、この現実から目をそらさず、必要な対策を一步ずつ着実に進めていく姿勢がまず重要であると考えています。

また、令和8年度からは、財政的な視点においては、重要な局面を迎えていると認識しています。町の発展に伴い、町税は増加が見込まれている一方で、ご承知のとおり、直近における投資的大型事業が重なったことから、公債費などの義務的経費が大きく増加していきます。ですから、本来であれば、選挙の公約でも掲げているような取組や老朽化が著しい施設や町を支えるインフラ機能の整備なども早急に進めていきたいところではありますが、これまで以上に計画性と柔軟性を兼ね備えた慎重な判断が必要と考えます。しかしながら、人口や産業が増加傾向にある今のニセコ町にとって、町の歩みを止めるわけにはいきません。また、「未来世代への責任」という点においては、必要な町としての投資や、課題の先送りも避けなければなりません。さらに、ニセコ町は、これまで過疎債を代表とした地方債で、将来にわたって必要なまちづくりの投資を行い、次世代に残すべき生活基盤を整えてまいりました。小規模自治体であるニセコ町にとって、過疎債などの有利な財源の有効活用は、必要不可欠ですが、令和12年度には、過疎地域指定から外れる可能性が高いことも、十分に留意しなければなりません。また、ニセコ地域は人件費や資材高騰の影響も大きく受けやすい日本有数のエリアであり、ますます必要経費も増加の一途であることは容易に想像ができま

す。

以上のことから、財政的な視点においては、ニセコ町は、この先5年から10年程度が、言わば勝負どころであると私は考えております。確かに、財政運営の観点でいえば、これらの改善には、大きく3つしか方法はありません。1つは、歳出を減らすこと、もう一つは、歳入を増やすこと、そして、3つ目としては、職員の生産性や施設などの稼働率を高めて、効果や効率を従来よりも高めていくことだと考えています。

1つ目の歳出を減らすことも必要です。確かに、投資的事業やこれまでの充実した補助等について、あるいは私も含めた職員の人件費等を削減することで、歳出は大きく改善させることができず。対話を重ねていく中で、目的に沿った事業や補助の見直し、制度の改定も行っていく必要があると考えます。しかしながら、私は、単なる緊縮財政だけでは、短期的な数字の改善が得られるものの、中長期的には、町の魅力を損なうリスクのほうが大きいと考えます。

だからこそ、私は、2つ目の歳入を増やしていくこと、これまで以上にその視点を持った行財政運営への挑戦が必要だと感じています。歳入を増やすということは、単に増税というだけではありません。例えば、従来の基準のままで算出をしていた賃借料の見直しや、町民を優先した利用料金の見直しなどもその一つです。また、実態に応じて受益者負担という考えの下、増大する経費も鑑みて、例えば、ごみ処理料金や水道料金について、事業目的利用や超過利用分についての見直しなども将来的に必要なかもしれません。さらに、制度自体について、賛否がある「ふるさと納税」についても、「悪法もまた法なり」ですから、ニセコのブランドも最大限に生かして、町内に還元をしていくためにも、さらに磨きをかけて伸ばしていくことも考えていく必要があります。

3つ目の効率や効果を高めていくことも当然ながら、重要になります。職員の生産性を高めていくという意味においては、目まぐるしく変化する社会において、身の丈に合ったデジタルやAI技術の導入などにより、省力化や利便性の向上も必要になります。また、限られた人員や予算、施設規模等を最大限に活用しながら取捨選択をしていくことも必要になります。

これらの財政的な観点における私の基本姿勢を一言で言えば、「是々非々」で判断をしていくという言葉に尽きるかと思います。同時に、ニセコ町がこれまで大切にしてきた住民自治の考え方の下、「情報共有」「住民参加」の2つを中心に、これまで以上に丁寧なプロセスを心がけて、対話と挑戦を軸とした町政運営を行っていく所存です。

I 予算執行の基本的考え方

それでは、令和8年度予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

令和8年度は、「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、まちづくりの指針となる第6次ニセコ町総合計画の基本理念「こども未来共創都市ニセコ」と、私の公約である「7つの挑戦」を意識した予算編成を進めてきました。なお、今回の予算編成に際しては、町の最上位計画である「第6次総合計画」を軸に、そのほか「自治創生総合戦略」をはじめとした各種計画を踏まえ、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性等を勘案して調整をしております。なお、第6次総合計画については、令和6年度から始まり、令和9年度には、見直しをする計画です。

なお、投資的事業の予算編成の基本的な考え方として、第1に、着手継続事業の確実な推進、第

2に、喫緊の課題である子育て・教育施設の整備、第3に、安心安全を支える社会インフラの整備・防災対策、第4に、暮らしやすさの向上・将来の持続的発展等に向けた整備、この4つの優先順位を基に編成し、基本規模の大きな投資的事業については、財政状況や起債計画を踏まえながら、中長期的視点を持って予算計上を行っております。

経済活動も回復基調で、観光入り込み数も増加しつつある一方で、事業活動や経済活動が活発化したことにより、人手不足が深刻化してきており、加えて、国際情勢の変化や円安などの要因により、資材等の高騰が続き、町民の暮らしにも大きな影響が出ております。人手不足や物価高騰対策については、国の諸政策を十分に活用しながら、町民の皆さんへの暮らしの支援などを進めていく所存です。

ニセコ町の暮らしを支える「持続する社会基盤の整備」に向けては、『ニセコ町まちづくり基本条例』が掲げる「自治の実践」という理念を基に、町民の皆様が「自ら考え行動する」「住民自治」のまちづくりの実現に向けて、町としても不断の努力を重ねていきたいと考えております。

令和8年度予算においては、国の地方財政計画、町税収入の状況や人口の増加などによる地方交付税などを勘案し、歳入予算では、町税や地方交付税の増額しております。特に、特別交付税において、教育交流センターの運営経費や地域未来交付金事業等の増加を見込んでおります。起債についてもニセコ国際高校校舎改修、寄宿舎整備、消防庁舎再整備、公営住宅長寿命化、町道整備、教育施設の改修費用などにおいて、借入れを行う予定です。また、歳出予算については、物価高騰や人件費の増加などによる影響により全体的には、増額傾向にあります。総合的に財政のバランスに配慮し、調整した予算となりましたので、ご理解をお願いいたします。

令和8年度の一般会計予算額は、84億4,500万円（前年度比マイナス20億2,000万円）。国民健康保険事業特別会計と後期高齢者医療特別会計を加えた全会計（簡易水道及び公共下水道の公営企業会計を除く）予算総額は、87億6,340万円、これは前年度比でマイナス19億9,440万円となりました。

令和8年度の公営企業会計において、水道事業会計は、18億6,690万円（前年比プラス7億36万円）、公共下水道会計は、2億9,940万円（マイナス5,636万円）で、公営企業会計全体では、21億6,630万円（前年度比プラス6億4,400万円）となりました。

予算規模の大きな事業として、一般会計では、宿泊税推進事業、農村公園遊水施設整備、ニセコ国際高校校舎改修事業、ニセコ国際高校寄宿舎改修事業、学校給食調理機械などの教育備品等整備事業、小学校、中学校、総合体育館などの教育施設改修事業、国営緊急農地再編整備事業、町道等整備改修事業、公営住宅改修と整備事業、消防庁舎外構整備と備品購入事業、公営企業会計では、市街地区浄水場整備の水道施設拡張整備事業、市街地区配水管布設事業、下水道管理センター設備更新事業などが挙げられます。

このほか拡充する事業として、林業振興、有害鳥獣対策、観光DX・シェアリングサービス推進事業、妊産婦健診事業、産後ケア事業、商工業の振興、公共施設太陽光発電設備設置事業、地域交通事業、小中学校給食費の無償化などを実施します。

なお、査定の結果、事業の縮小や見直しを行った主な事業としては、新団地施設の集会所整備工事、ニセコミライ通道路整備工事、各種施設における緊急性が低い修繕工事、各種委託や補助

等のソフト事業、また、各種計画策定などの業務について、従前では委託費用として計上をしていた予算について、職員の研修機会と捉え、職員が主体で作成するなど、幅広く見直しや査定を行いました。

このほか、主要政策の各般において、町の将来の在り方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ、積極的な予算配分により、地域の活性化と持続性が図られるよう配意しています。＜予算編成方針（公約）と具体的な政策の位置づけ＞

次に、私の公約である「7つの挑戦」を、令和8年度の予算編成方針の軸として位置づけ、計上してまいりました。具体的な政策として、それぞれの挑戦の内容について申し上げます。

第1の挑戦は、【住民自治と行財政改革——対話で動かすまちへ】

住民自治により磨きをかけ、現代に適した情報公開と住民参加の場と、様々な活動を支える支援を推進していきます。また、行財政改革を進め、信頼される行政組織をつくり、職員が誇りを持って働ける環境づくりにも挑戦します。

情報公開の強化として、広報紙のリニューアルや、役場ホームページの改修を行い、AIチャットボットによる受け答え機能やサイト内検索の拡充なども行います。また、まちづくり町民講座をはじめとした広報広聴機能の役割の整理と見直しを行い、より強固な情報公開や住民参加の機能を展開してまいります。また、行財政改革の一環として、就任直後から行っている職員との面談や懇談機会を継続し、また、近年では職員の離職が多いことも、町の課題の一つであることに鑑み、人材育成方針案の策定や今年度から始めている業務改善に向けたプロジェクトの本格始動など、職員が働きがいを持てる職場環境を目指し、採用から研修、評価について、これまで以上に一貫性を持った取組や改革を行い、役場の組織力を高めてまいります。加えて、喫緊での人材不足の解消の一環として、道庁等外部団体からの人材派遣の追加要請により、足元での役場組織体制の強化を図ります。なお、本議会に上程する議案にも関連しますが、町が発展している現状を踏まえ、今後のプロパー職員による人員体制の強化を見据えた定数条例の改定も視野に入れながら、順次、機構改革にも取り組んでまいります。

第2の挑戦は、【こどもまんなかのニセコへの挑戦】

未来を担う子どもたちが、健やかに成長できる町を目指します。ニセコらしい学びと教育を充実させていくことで、子どもが起点で多世代がつながるまちづくりを推進します。また、将来、子どもたちが地元に戻ってきたいくなる循環の創出を目指します。

令和8年度については、ハード面の整備において、ここ数年、計画はできていたものの実現ができていなかった、ちびっこ広場に、子どもの水遊び場、遊水施設の整備に着手いたします。実際の供用開始は、夏場の利用が想定されますので、令和9年からになります。念願であった、既存施設の改修を含む子どもの居場所や遊び場の整備を実現します。そのほか、妊婦超音波検査の助成対象回数を拡大するほか、従来から行っていた不妊治療費用の一部助成、妊娠時と出産時の給付、各種子どもの健康を守るための取組、休日を含む子どもの一時預かり機能の充実など継続、拡大して実施してまいります。また、妊娠期から子育て期までの包括的な支援を行うため、相談窓口となる子ども家庭センターの開設の体制整備も実施します。加えて、18歳までの子どもの医療費の無償化

や、国の補助金等も活用することで小中学校の給食費の実質無償化についても継続して支援を行います。国民健康保険会計においては、町独自の取組として子育て世帯の負担軽減にも引き続き取り組むことで、こどもまんなかのニセコへの挑戦を推進してまいります。

教育委員会部局との連携においては、まず、「ニセコ町教育大綱」「ニセコ町教育振興基本計画」の更新を行い、多様化する課題や急激に変化する社会に適応したニセコらしい教育の在り方やビジョンについて磨きをかけていきます。また、4月に開校を迎え、進学型単位制総合学科となる「ニセコ国際高校」をはじめとする教育環境整備を進めます。施設面では、生徒数の増加に向けた校舎改修や備品整備、新しい生徒寮である「教育交流センター」も供用開始をし、残工事の外構工事を行うなど、安心して安全に高校生活を過ごせるよう運営を進めてまいります。また、全日制総合学科の移行に伴い、増員する教職員の住宅確保のため、希望ヶ丘寮を改修し、寮として利活用ができるようにし、現在の臨時寮を教職員住宅として活用するよう、必要な整備も継続して行います。

小中学校の運営では、Chromebookを全台更新するとともに、学校集金業務のキャッシュレス化を試験導入するなど、教育DXを推進し、小学校のLED化工事や中学校の屋根の改修工事などを実施します。そのほか、水曜ほうかご探究室など、子育て支援活動の補助を強化し、また、子どもまちづくり委員会の活動を進めるとともに、ニセコ国際高校内の「Niseko World Village」を拠点とした英語学習の推進もします。また、学校給食センターについては、計画的に古くなった備品の更新などを行います。

なお、老朽化が進んでいる「あそぶっく」「町民センター」「総合体育館」「ちびっこ広場」について、それぞれを個別に修繕するのか、あるいは課題となっている子どもの居場所づくりや多世代が集まれる場所の整備を見据えて、包括的に整備ができないかといった検討調査も実施してまいります。

第3の挑戦は、【住まいとインフラ整備への挑戦——暮らしを守る基盤づくり】

誰もが安心して暮らせるよう、生活の土台となる住宅やインフラ整備を推進します。対話を重ねながら、現在の需要に応えつつ、将来世代につなぐ基盤を整えます。

喫緊の課題である住宅不足の解消に向けて、継続して民間による集合住宅の整備を促進する補助制度を継続します。また、環境配慮型街区（ニセコミライ）整備については、株式会社ニセコまちによる分譲と賃貸住宅の建設を引き続き推進し、町としては、道路や水道などの基盤整備を行います。令和8年度では、継続事業である無電柱化に関する事業と、最後の予定工区の上水道工事を併せて行います。なお、当初予定していたニセコミライ道路の残りの整備事業については、精査の上で、次年度以降に見送りとしております。そのほか、各種計画に基づいた現存住宅の改良のほか、依然として不足している住宅政策全般について、町の持続可能な財政を前提とした上で、どのような整備ができるかの検討を重ねてまいります。道路整備についても、個別計画に基づく補修や整備工事を行い、適切な維持管理に努めてまいります。生活道路（私道）への除雪補助や除雪機械等運転免許習得支援事業を継続して行い、不足する除雪機械のオペレーター不足にも対応してまいります。

上下水道については、市街地区浄水場整備事業や排水管敷設、老朽化に伴う設備更新、下水道管

理センター設備更新などを行うとともに、既存の水源地の契約内容の見直しを行うなど、町民の命のインフラでもある水について、継続して計画的な投資と保全を行います。

また、地域のコミュニティセンターは、従来の施設、設備の改修支援を継続しながら、夏の熱中症対策の一環として、エアコンの設置工事を実施し、施設の利便性向上を図ります。

さらに、近年、地域からの要望が多くあった豊里地域の光回線の敷設について、辺地債を活用することで、整備工事を進めます。

防災においては、令和8年度の秋から新消防庁舎移転に向けて残りの外構工事、備品の購入や移転作業などに取り組み、地域の防災力強化に努めてまいります。

加えて、美しい景観や自然環境の保護の取組として、各種条例など、制度の継続運用と、近年の相談件数等の増加に伴い、ニセコ町役場の法務部門の強化をし、多様化する課題に対応していく体制づくりを構築します。また、昨今の話題になっている森林の違法伐採等に対する対策として、ニセコ町内の森林の状況を、森林の専門家だけではなく町民の皆様と一緒に監視していくための仕組みづくりのプロジェクトもスタートさせます。

最後に、町内からも希望が多い役場内に設置する「町バス」の導入について、具体的な検討を進めてまいります。車両の選定、保管場所、運用上のルール、ドライバーの確保や管理体制などの懸案事項を整理していく中で、今のニセコ町にふさわしい在り方について検討を重ねていきたいと考えます。

第4の挑戦は、【地域で健康増進への挑戦——生涯いきいき宣言】

スポーツ、文化、交流により健康寿命を伸ばし、心身ともに自分らしく暮らせる地域を目指します。

世代を超えたつながりを育み、地域資源を活用しながら、健康と充実した暮らしの実現を図ります。

まず、スポーツ施設については、老朽化している総合体育館の床の改修工事を実施し、利便性の向上に努めます。また、次年度以降には、従前からの要望が多い子どものサッカー練習場などの整備や既存施設の利活用についても継続して検討を重ねてまいります。

さらに、町民が主体の社会教育と社会体育、生涯スポーツの諸活動の支援を継続し、文化活動の支援においては、北海道地域づくり総合交付金を活用し、文化交流推進事業を行う予定です。そのほか、有島記念館を中心に、文学や芸術を身近に感じてもらうための企画展やコンサートも継続して開催するなど、地域文化の振興と交流も推進します。また、プロスポーツチームとの連携を強め、子どもたちから大人までを対象とした運動教室やスポーツ教室などの実施や、スポーツ観戦などの機会を創出してまいります。旧宮田小学校の体育館で行われているスケートボードの取組についても、引き続き建物の無償貸付等による支援を継続拡大します。また、子どもたちが購入するスキーのリフト券やシーズン券の助成も、その助成の在り方も関係各所と協議をしながら継続して検討と支援を行ってまいります。また、中学校を中心とした部活動の地域移行に向けた体制整備の推進を行うことで、地域全体で健康とウェルビーイング（心身の充実と社会とのつながりを）の実現を目指してまいります。

また、健康で安心安全に生活できるために、高齢者福祉対策や障がい者福祉対策として、それぞれの各種支援については継続をしております。また、高齢者福祉施設の持続可能な運営のため、将来を見据えた体制整備に向けた検討を継続しております。加えて、介護保険、介護予防事業、健診・疾病予防対策に関する各種助成や支援制度を継続しながら、新たに妊婦へのRSウイルス予防接種費用助成について開始をするなど、感染症予防と住民の健康維持を図ります。

そのほか、地域医療の確保として、倶知安厚生病院の赤字補填を行うべく、倶知安厚生病院第二期整備費用負担金として、令和8年度については外構工事を予算計上し、ニセコ医院については、医療設備に係る保守費用の支援も引き続き行います。

第5の挑戦は、【農業と観光を軸とした地域経済のさらなる振興への挑戦】

基幹産業である農業と観光を軸に、ニセコ町の強みでもある豊かな自然や、農産物、観光資源を最大限に生かし、産業振興を推進します。また、地域で安定して働ける環境を整え、働き手や後継者の確保にも取り組みます。

ニセコ町の農業は、安全な食料供給と環境保全、美しい農村景観の形成を通じて町民の暮らしを支える基幹産業であります。土づくりを基本としたクリーン農業や適正な輪作体系の確立、完熟堆肥の流通促進や土壌診断の継続実施により、環境と調和した持続可能な農業を推進します。また、各種直接支払い制度を活用し、生産活動の継続と農地・地域資源の維持向上を図ります。加えて、国営緊急農地再編整備事業を着実に推進し、令和9年の完了を目指し、換地などの残り事業について、しっかりと継続しております。あわせて、高収益作物や有機農業の推進、6次産業化による高付加価値化を進め、水田・畑作・酪農それぞれの特性を生かした安定経営を支援します。担い手確保や農地集積を着実に進めるとともに、農業・観光・商業の連携による新たな地域産業の創出を後押しし、未来につながる地域農業の確立を目指します。また、農業委員会の取組としては、本年度は農業委員の改選期を迎えることから、確実な選任と円滑な新体制への移行を進めます。また、「ニセコ町地域計画」に基づき、人と農地の課題解決を的確に支援し、農地の利用状況や所有者意向を把握しながら、優良農地の保全と適正利用の推進に努めてまいります。加えて、近年被害が増大している鳥獣対策についても継続して支援してまいります。

観光振興においては、令和6年11月に導入した宿泊税を、景観・環境保全と町民生活と調和した持続可能な観光地づくりの重要財源として最大限活用してまいります。本年11月から定率制へ移行し増収を見込む中、継続課題である域内交通の充実を重点に、「周遊バス運行事業」や「GOタクシー交通対策事業」を継続・拡充し、冬季のみならず夏季運行の拡大も検討するなど域内交通の利便性向上を図ります。あわせて、町内一部エリアにおける「公衆Wi-Fi導入調査・実証事業」、観光協会の人員体制強化、交通・安全対策としての「スキー場エリアのロードヒーティング整備」や、夏季の観光客誘致目的のマーケティングや、適正価格や生活環境などのコンテンツ企画・情報発信強化に充当します。さらに、観光振興ビジョンに基づき、GSTCの理念を踏まえた持続可能な観光地経営を推進し、ニセコリゾート観光協会の組織強化や専門人材の受入れを進めます。オーバーツーリズム対策や広域DMO・近隣町村との連携を通じて地域課題の解決を図るとともに、MICE誘致や教育旅行の強化により需要の平準化を進めます。また、カーシェア実証事業を継続す

るほか、関係機関と連携し雪崩事故防止対策を継続推進するとともに、全国初の「ニセコルール」を持続的に運用するための各種支援を行うと同時に、冬期需要増に対応する医療救急体制の充実により、国際的なスノーリゾートとしての安全性向上にも努めてまいります。また、綺羅乃湯については指定管理者と連携しながら、計画的な施設改修による長寿命化と外灯工事などによる安全対策と省エネルギー対策を図ります。五色温泉インフォメーションセンターも適切な管理運営を継続します。道の駅ニセコビュープラザは、高速道路整備動向を踏まえた再整備を検討しつつ、当面は雨漏り対策など必要な維持改修を実施します。

商工業の振興については、中小企業等振興条例に基づき、商工会と連携しながら町内中小企業への継続的な支援を行い、商工業の振興と地域経済の活性化を図ります。起業や事業承継を後押しする補助制度や創業支援計画に基づくワンストップ相談体制を強化するとともに、総務省のローカル10,000プロジェクトを活用し、地域資源を生かした新規事業の創出を支援します。また、綺羅カード事業の利用促進や地域イベント支援、企業誘致や連携協定の推進を通じ、地域経済循環の拡大と秩序ある持続的な発展を目指してまいります。加えて、地域からの要望が強かった商工会踊り山用の浴衣購入支援についても、コミュニティ助成を活用し支援を実施する予定です。

また、いずれの産業振興の中でも共通課題である慢性的な人手不足に対応するため、タイミー社との連携を継続し、柔軟な働き方を推進します。また、「ニセコ移住ワーク協同組合」の運営支援や、今後、地域に増える高校生向け求人情報提供の充実、人財確保補助制度の活用により、地域雇用の確保と定着を図ってまいります。そのほか、近隣7町村共同の消費生活相談窓口を設置し、消費者トラブルの対応体制を維持します。

第6の挑戦は、【次世代まちづくりへの挑戦——環境を守り、暮らしと産業の質を高める】

交通、医療、福祉、買物、脱炭素など、暮らしにも直結する難しい課題に対して、最新の技術を駆使したり、地域や分野を超えた多様な主体による連携による新しい解決策を進めます。ニセコ町を担う全ての世代にとって、安心して便利な町を目指します。

地域の公共交通の一翼を担っているデマンドバスについては、スマートフォン等からの予約が可能になる新しい予約システムの実装を推進いたします。また、AI技術を用いることで、従来よりも便利で使いやすい運用方法にも取り組んでまいります。交通分野では、宿泊税の議論の中で、事業者からの要望もあった自動運転による実証実験についても、情報収集や検討を進めていく予定です。

また、デジタルやDX、AIといった新しい技術の導入について、まず役場庁舎内から、更新時期を迎えた業務のPCをノートPC化することで、執務環境の改善とペーパーレス化を推進してまいります。同時に、キャッシュレスへの対応なども検討を進めておりますが、専門的知見や導入のための人員不足の現状を踏まえ、専門人材の登用に向けた予算も計上しております。この他、多様な連携を推進する上でも、地域活性化起業人や地域力想像アドバイザーの制度も継続して活用してまいります。

さらに、行政課題の解決には、これまで以上に多様な主体との連携が前提になることから、共感型のパートナーシップ制度のニセコハートラボの推進を軸に、町の課題や魅力を高めるための民間

企業や団体とのコラボレーションについては、強化をしていきたいと考えております。また、まちづくり基本条例の理念に基づき、町外の方の知見をまちづくりに生かしながら、ニセコファンやつながりを増やしていくために、例えば、札幌ニセコ会の設立など、関係人口の拡大についても推進していきます。そのほか、国の重点支援を活用しながら、公共施設等の省エネ化を見越した太陽光発電の設置等も継続して実施いたします。

第7の挑戦は、【トップセールスと財源確保——稼げる自治体への挑戦】

活気ある町には、安定した財政基盤が欠かせません。ニセコ町の高いブランド力を最大限に生かし、関係人口や企業の創出と公共財産の有効活用を行うことで、「自ら稼ぐ自治体」を目指してまいります。その成果を、地域の住民や事業者の皆様へ還元をし、住民の暮らしの向上と未来への投資につなげます。

冒頭で申し上げたニセコ町の財政に対する姿勢でも述べたとおり、歳入を増やしていくことは、今後の持続可能で安心して住民が暮らし続けられるまちづくりを行う上で重要課題であると考えております。財源を守るだけではなく、「生み出す」取組が必要であり、まずは専門人材の登用などの体制の構築も目指していきます。また、国の制度としてある、ふるさと納税について強化をしていくための準備や試行を重ねていき、外貨を稼ぐことや知名度アップのみならず、地域の事業者にとっては、地域振興の観点も期待できることから、丁寧に推進をしてまいりたいと考えています。

そのほか、これまでも新たな事業については、起債や補助金、交付金等の活用を前提とした考え方については継続をしながら、加えて、各種使用料や手数料、賃料などの貸付金額の見直しに取り組むことも推進してまいります。また、公共施設に有料で企業などの愛称を使うネーミングライツの導入に向けた検討や、町民を優先した公共施設の利用料金についても検討してまいります。

さらに、近年経費が上昇している各種サービスについて、例えばごみ処理料金や、水道料金の、特に事業目的利用や超過利用分についての見直し等も視野に入れた検討を進めてまいります。

以上が、私が公約で掲げた7つの挑戦と来年度の執行方針との位置づけになります。

予算の執行に当たってのまとめとしては、令和6年度からスタートした「第6次ニセコ町総合計画」の基本理念「こども未来共創都市～ニセコ町の美しい景観と自然を未来の子どもたちへ～」に込めた思いを基本に、基本目標Ⅰ「ニセコの自然を守る」、基本目標Ⅱ「みんなで学び合い、未来につなぐ」、基本目標Ⅲ「ニセコの経済を循環させる」、基本目標Ⅳ「安心・安全な暮らしやすさを高める」、基本目標Ⅴ「相互扶助のまちをつくる」の5つの基本目標が具現化するニセコ町を目指して町政を進めさせていただきます。また、これまで積み上げてきたその他の各種計画に基づいて行政の実行計画を策定し、実行してまいります。

なお、事業の詳細については、添付の「Ⅱ 総合計画に位置づける事業の詳細」と「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」も御覧いただきますようお願い申し上げます。

<おわりに>

以上、令和8年度の町政執行に関する基本的な方針を申し上げましたが、私が町長へ就任し、初の予算編成を行う1年目を迎えます。日本社会全体はもちろんニセコ町にとっても、誰もが経験をしたことのない社会背景に加え、課題も山積する状況でもあります。一方で、ニセコ町だからこの

可能性と伸び代も十分に多くあると捉えております。選挙で掲げた公約を軸に、町の課題や取組について、実直に、一步ずつ前に進めていく1年としていきたいと考えております。また、所信表明でも述べさせていただきましたが、ニセコ町政に臨む基本姿勢として「チャレンジ」「オープン」「エンジョイ」という3つの価値観を重視した町政運営に努めてまいります。

町政は、当然ながら町長1人では進むことはできません。この予算編成に至るまでも、様々な方との対話を重ねてきました。町民の皆様全ての声を反映できたわけではなく、むしろ形にできた声のほうが少ないでしょう。苦渋の選択を行った場面も多々ありました。それでも、私は、ニセコ町がさらによりよくなっていくことを確信した5か月でもありました。

予算は、あくまでスタートです。予算がつけば諸問題が解決するわけではなく、予算を生かせるかどうかは、私たち役場と、何より町民の皆様にもかかっています。町民の皆様の前向きな参加と協力を仰ぎながら、一緒によりよい町にしていきましょう。そして、その町民の代表である議員の皆様、時にはお互いの立場の違いによって意見が分かれることもあるかと思えます。しかしながら、私は、皆様のご意見や主張を受け止め、真摯に向き合いながら対話を続けていきたいと考えております。ありがたいことに町外にも、多くのニセコ町を愛する方、応援してくださる方もたくさんいらっしゃいます。これらの力を1つに束ね、ニセコ町にお住まいの皆様が、住むことが誇りに思える、子どもや孫たちの世代にも誇れ、暮らしてよかったと思えるニセコ町をつくることを目指していくことをここにお誓い申し上げます。

町議会議員の皆様並びに、町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、令和8年度(2026年度)の町政執行方針といたします。

○議長(青羽雄士君) これをもって令和8年度町政執行方針の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 0時55分

○議長(青羽雄士君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 令和8年度教育行政執行方針

○議長(青羽雄士君) 日程第6、令和8年度教育行政執行方針の件を議題といたします。

これを許します。

教育長、片岡辰三君。

○教育長(片岡辰三君) それでは、定例会に当たりまして令和8年度のニセコ町教育行政執行方針についてご説明させていただきたいと思えます。

冒頭ちょっと先立ってご説明申し上げたいことがございます。先ほど町長のほうから町政執行方針において教育分野についても多く触れていただいたところでございます。これらの項目については、初めての執行方針表明に当たり教育部局に対する配慮の表現をしていたところでございますが、

これは町長の教育に対する強い思いと教育行政を積極的に支援するという思いが述べられたものというふうに理解してございます。教育委員会としては、教育行政の執行機関として今後とも適切に教育行政を進める所存でございますので、議員の皆様のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和8年度教育行政執行方針について述べさせていただきます。

令和8年第1回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針についてご説明いたします。

我が国は、将来の予測が困難な激動の時代にあり、また、少子高齢化や国際情勢の変化、グローバル化の進展など社会課題も山積しています。文部科学省令和8年度予算案では、高校授業料の無償化や学校給食費の負担軽減、部活動の地域展開に必要な経費などが計上されています。

各学校は、「社会に開かれた教育課程」を重視して、現行の学習指導要領の評価・改善を具体的に実施することが求められています。また、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るための「カリキュラム・マネジメント」を確立することが求められています。

そのためには、現行学習指導要領の確実な実施、評価、改善のPDCAサイクルの徹底を図ることが必要です。また、「だれ一人取り残されない社会」を実現するため、どのような地域においても最適な教育を受けることができるよう、教育の振興や充実、さらには、幼保小接続期の教育の質的向上も求められています。

このような中で、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるよう教育することが必要です。また、グローバル化が進展する中で、ICTの活用などによる授業改善や、高校のDX化の推進等を通じたデジタル人材育成の抜本的強化や文理横断的・探求的な教育の充実を図ることが重要です。

本町においては、令和6年3月に第6次ニセコ町総合計画が策定され、基本理念として「こども未来共創都市ニセコ～ニセコ町の美しい景観と自然を未来のこどもたちへ～」を掲げ、教育については基本目標Ⅱ「みんなで学び合い、未来につなぐ」に主要施策が定められました。

学校教育においては、「社会に開かれた教育課程」や「ICTの活用」を積極的に推進し、教師の指導力の向上を図り授業改善を推進することができるよう教育環境の充実に努めます。特に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による一体的な取組を通して、教育の質が高められるよう支援します。

以下、令和8年度の主な施策について申し上げます。

1 持続可能な社会実現の推進

(1) SDGs・ESDの推進

教育は人が生きる上での基盤となるものです。SDGs未来都市や環境モデル都市の取組をはじめニセコならではの環境を生かし、子どもから大人まで誰もが質の高い教育を受け、生涯にわたって学びを深める持続可能な社会のつくり手を育む教育（ESD）を推進し、持続可能な社会（SD

G s) の実現につなげていきます。

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

令和7年3月に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子どもを育むまちづくりを総合的に推進します。

主な施策として、未就園児向けには地域子育て支援センターでの交流や相談、一時保育を実施するほか、新制度「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を開始し、育児環境の向上を図ります。

学童期に対しては、ニセコ子ども館での学童保育、放課後子ども教室に加え、地域住民による放課後探求教室の支援を拡充し、放課後の安全な居場所と、発達段階に応じた学び・遊びの場の確保を推進します。

さらに、相互援助を行うファミリーサポートセンターの体制強化や、NPO法人による長期休暇中の預かり、屋内の遊び場づくりの拡充など、地域の力を活用しながら地域全体で子どもを育む切れ目のない子育て支援を推進します。

(2) 幼児教育・保育の推進

幼児センターを中心に子どもが安心して生活できる場を提供し、成長や発達を支えるとともに質の高い教育・保育を推進します。自然の中での遊びや生活を通じて、基本的な生活習慣と豊かな心身を育成し、家庭と連携した読み聞かせや、国際交流員らとの英語タイム、地域交流などを通じて多様な関わりを深めます。

また、幼児期の育ちを小学校、さらには中高大へとつなげる円滑な連携体制を構築しつつ、引き続き保育人材の確保にも注力し、老朽化したプールなど備品の更新や日よけテントの整備、施設照明のLED化など、子どもたちが安心して過ごせる保育環境と、生涯にわたる学びの基礎を築く教育体制の充実を図ります。

(3) 体力・運動能力の向上

子どもが健やかな生活を送ることができるよう、家庭と連携し基本的な生活習慣づくりを進めるとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの結果を活用し、幼児センター・各学校での体力づくり活動の充実や運動習慣の定着に努めます。

(4) 健康教育・食育の充実

学校給食については、安全で安心、安定した運営のため、衛生管理の徹底のほか、調理機械や設備の適切な維持管理や点検・修繕の実施、調理機械等の計画的な更新を進めます。

また、地元をはじめとする道産・国産の食材の活用を図ることにより、様々な食に触れることができるよう努めるとともに、学校給食を通じて望ましい食習慣や食文化、食を通じた健康への関心を育てる食育指導を進めます。

食物アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携をして、個別に対応するとともに、食物アレルギーにより、家庭から弁当を代替食として持参する児童生徒の保護者に対して、学校給食代替食対応支援給付金による支援を行います。

また、学校給食費については、令和8年度も引き続き、町立小中学校に通学する児童生徒の保護者が負担する学校給食費の無償化を実施し、子育て世帯のさらなる負担軽減を図ります。

(5) 人権・道徳教育の推進

本町は国内外からの移住者が多く、文化や社会的背景が異なる多様な子どもが就園・就学しています。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会の実現や互いの人権、多様性を尊重し思いやる心を育む道徳教育を家庭や地域と一体となって進めていきます。

また、子どもの権利条約に基づく子どもの人権を最大限に尊重し、豊かな心や人間性の育成に努めるほか、まちづくり基本条例第11条（満18歳未満の町民のまちづくりに参加する権利）に基づく子どものまちづくり参加を進めます。

3 確かな学力の育成

(1) 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

教職員が連携して授業改善に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教育活動を進めます。あわせて、コミュニティ・スクールの活動を通じて地域の人々や資源を積極的に活用するなど「社会に開かれた教育課程」を実現し、子どもたちがこれからの時代をたくましく切り開く資源と能力を育みます。

(2) 特別支援教育の推進

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行います。特別な配慮が必要な児童生徒に対しては、通級指導（ことばと学びの教室）や特別支援学級での学びのほか、小中学校に特別支援講師を配置し日常生活や学習面の支援を行うなど、特別支援教育の充実に努めます。

(3) S T E A M教育・キャリア教育の充実

総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探求的な学習を実践し、異なる分野の知識を統合して創造的に問題を解決する能力を育み、S T E A M教育の充実に努めます。

また、児童生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、学校におけるキャリア教育の充実に努めます。

4 ふるさと・多文化共生の推進

(1) ニセコスタイルの教育の推進

「ニセコスタイルの教育」は、小学校から中学校までの9年間の連続性のある教育に加え、幼児センターから高校までの連続性も考慮し「4校種を連続した一つの学園体」と捉えた、ニセコで学び、ニセコを愛する子どもを育てる取組です。

重点項目である英語教育、ふるさと学習、ICTの活用を中心に取組を進め、各学校が一体感のある教育活動を展開することにより、ニセコスタイルの教育のさらなる推進を図ります。

(2) 国内外交流・国際理解の推進

N I S E K O W o r l d V i l l a g eの拠点として、ニセコ町国際交流推進協議会やインターナショナルスクール（H I S、K I U）と連携・交流などを行いながら、高校生のほか小中学生や町民の皆さんも参加できる多文化共生の社会づくりの取組を進めます。

また、子どもたちが異なる文化に触れ、視野を広げる機会として、滋賀県高島市（旧マキノ町）及び鹿児島県薩摩川内市との少年交流事業を実施します。

（3）高校の振興

① ニセコ国際高等学校の開校

本年4月に「ニセコ国際高校」（全日制・進学型単位制総合学科）が開校します。ニセコ高校とともに「シビックプライドを持ったグローバル人材の育成」を最高目標に掲げ、起業家教育と国際教育を特色とする新しい学校づくりをさらに推進します。町内のほか国内外からも多様で意欲的な生徒を募り、本町の地域資源を最大限に活用した、まちづくりと連動する教育を展開してまいります。

② 教育内容の充実

生徒一人一人の自己実現を支えるため、興味・関心に応じた系列やコース、多様な教科・科目を設定し、難関大学や海外の連携大学への進学を含めた生徒の幅広い選択肢に対応できるキャリア支援を進めます。また、小樽商科大学と町内企業等とのコンソーシアムを活用し、経済的な負担を減らし町内在住でも大学へ通うことができる小樽商科大学夜間主コースへの進学支援を行います。

③ 学校運営と教職員体制

これまでの生徒・保護者への各種補助事業については、定時制から全日制への移行に伴い見直しを行います。一部事業は支援を継続しつつ、受益者負担もいただきながら継続的かつ適切な学校運営を進めてまいります。また、ニセコ国際高校教職員給与は、市町村立学校給与負担法に基づき町が負担することとなるため、関係予算を新規計上します。

④ 生徒募集と学生寮の運営

引き続き、地域みらい留学制度を活用し、全国・全道からの募集を強化するとともに、地元の生徒に「選ばれる高校」となるための教育プログラムを推進します。整備を進めてきたニセコ町教育交流センターの運営をスタートするとともに、令和9年度には、定員を超えることが予想されることから、希望ヶ丘寮の改修を実施します。

5 学びの質を高める環境の確立

（1）ICTの活用推進

第2期GIGAスクール構想に基づき児童生徒用Chromebookを全台更新するとともに、学校集金業務のキャッシュレス化を試験導入するなど、教育DXを推進します。加えて、ICT支援員の配置、教職員のICTを活用した授業力の向上などのほか、学習支援ソフトによる学びの充実や家庭学習での活用を進め、教育の質を向上させます。

（2）教育相談・生徒指導支援の推進

いじめや不登校、ネットトラブルへの対応など、児童生徒を取り巻く社会の変化に応じた対応が求められています。また、いじめ防止基本方針に基づく早期発見と、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を大切に、ルールなどを自らが考え実行できる教育環境づくりに努めます。

これら課題解決の一助とするべくスクールカウンセラーを配置し児童生徒や保護者との相談を充実します。

(3) 教職員の研修機会の充実

教職員がより質の高い教育を継続的に提供し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばさせることができるよう、町内の教職員が参画するニセコスタイルの教育研究会の活動を支援するほか、様々な先進的な教育活動の取組の視察を行います。11月に設定している「ニセコスタイルの教育の日」には、町内全校種の教職員が一堂に参集し研究協議を行い、児童生徒にその成果を還元します。

(4) 働き方改革の推進

各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、教職員が真に必要な教育活動に注力することができるよう、学校における働き方改革を推進します。また、教育現場のDX化をさらに進め、教職員が持てる力を存分に発揮できる職場環境を整備します。

(5) 学びのセーフティーネットの構築

子どもが生まれ育った環境によって学習機会が左右されることのないよう必要な支援を行い、全ての子どもが安心して就学できる環境づくりが大切です。就学援助制度により、学用品費や学校給食費など経済的支援を引き続き行います。

また、帰国子女を含め日本語が十分でない児童生徒に教職員や支援員の配置を行い、子どもの就学機会を提供するほか、学校生活への適応を図るとともに、適切な指導を行います。

(6) 教育環境整備

各学校の教育環境の整備を行い、安全で快適な学習環境を提供します。

ニセコ小学校では照明器具のLED化、ニセコ中学校では屋根防水の改修、ニセコ国際高校では普通教室の増設や理科室の設置など生徒数の増加と学科転換に伴う工事を行います。

また、ニセコ国際高校開校に伴い教職員数が増加することから、希望ヶ丘寮別館（臨時寮）を教職員住宅に転用します。

6 地域と学校の連携の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

各学校のコミュニティ・スクールの活動を通じ学校・家庭・地域が課題や目標を共有し「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。本町の自然環境や多様な人材など豊富な教育資源を用いながら、まちづくりの取組や家庭・地域と一体となった地域学校協働活動を推進し、「個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育む教育」の充実に取り組みます。

(2) 学校危機管理体制の強化

災害や事件・事故等に備え、防災教育、防犯教育、交通安全教育を一層強化します。交通安全では、警察・道路管理者と連携した点検を継続し、通学路の危機箇所の早期発見・改善を図ります。また、不審者の校内侵入を未然に防ぐため、小中学校の玄関をオートロック化し、セキュリティを強化します。

スクールバスは安全第一の運行に努めるとともに、効率的なルート設定や登下校時間に合わせたルート・時刻を設定し、児童生徒の通学手段を確保します。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の充実

生涯にわたって、いつでも、どこでも学ぶことができるよう、多様な学習機会の提供やリカレント教育の推進に取り組みます。

子どもの学習機会では、本町の様々な教育資源を活用し学びを体験する「ニセコみらいラボ」において体験活動や、新たに学習支援の場も提供し、子どもの将来に向けてたくましく生きる力を育みます。

高齢者の学習機会では、寿大学での学習会や交流会などを通して、知識と教養を高め、健康で明るく文化的な生活を送るための取組を行います。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

ウィンタースポーツを身近に親しむため、幼児用スキーの貸出しやスキー・スノーボード教室を開催します。また、町内各スキー場の協力を得て、幼児児童生徒や保護者へのリフト利用の助成等を継続して行います。

健康増進や親睦を目的とした「ふれあい町民運動会」をはじめ各種スポーツ大会を継続して開催するほか、競技振興のためニセコマラソンフェスティバルや各スポーツ団体が主催する町長杯スポーツ大会を支援します。

町民のスポーツ振興で中心的な役割を担うニセコ町体育協会に対しては、所属団体の活動への支援や、資格継続に係る費用を助成対象に加え、指導者の経費負担の軽減を図り、地域に根差したスポーツ活動の推進や指導者の育成・確保に努めます。

また、中学校で行われている部活動を持続可能なものとするため、部活動の段階的な地域展開に向けた話合いや地域総合スポーツクラブの設立に向けた体制整備への取組等を進めます。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設においては、安全で利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、適切な維持管理に努めます。総合体育館では、改修が必要なアリーナ床の全面張り替え工事を実施します。

8 文化・芸術の振興

(1) 芸術文化活動の推進

文化・芸術を鑑賞する機会を通じ、心豊かな感性を育み、多文化共生の社会づくりを進めます。児童生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展のほか、文化協会加盟団体などの活動支援や文化交流イベントを実施し、国籍や言語を超えた相互理解の場を創出します。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

(2) 読書活動の推進

学習交流センター「あそぶっく」では、図書館として日常的に楽しく身近に読書ができる環境を提供するほか、読書に関するボランティア活動を支援します。

また、第3次子どもの読書活動推進計画に基づき、学校を通じた児童生徒の読書活動を推進するため、NPO法人あそぶっくの会の協力による学校への支援活動を実施し、図書室の環境整備や有効活用、選書の充実にも取り組みます。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館では、大正期を代表する作家・有島武郎の文学、農場解放などの業績を紹介・伝承する取組を進めます。文学や芸術を身近に感じてもらうための企画展やコンサートなどを開催するとともに、冬期間には一部スペースを子どもの居場所としても開放し、地域文化の振興と交流の場としての役割も果たします。ニセコ鉄道遺産群では、ニセコ町鉄道文化協会との連携の下、鉄道車両を公開するイベントの開催及び認知度を町内外に広める広報活動を進めます。

有島記念館は建設後約50年が経過し、老朽化が課題になっています。有島記念館建物の文化的な価値を検討するとともに、屋根防水工事など老朽箇所の改修を行います。

令和8年度においても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存です。町民の皆様、町議会議員の皆様の教育行政へのご理解とご支援をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって令和8年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 承認第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、3月の定例議会ということでよろしくお願いを申し上げます。

日程第7、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。

承認第1号は、本来議会において議決、決定いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など、特定の場合に町長が議会に代わって事件の処分をする専決処分ということの承認でございます。今回は、1月19日付の専決ということでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

次のページ、2ページ、これが1月19日付の専決処分書でございます。

次のページ、議案でございます。令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,228万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,742万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日、ニセコ町長、田中健人。

次のページ、4ページの第1表、ここから6ページまでについては再掲でございますので、記載のとおりでございます。

7ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は先ほど申し上げた1,228万7,000円でございます。国、道支出金が1,217万7,000円、一般財源、これは前年度繰越金でございますが、これが11万円ということでこちらで賄います。

次のページの歳入からということでご説明を申し上げます。8ページ、16款3項1目4節の衆議院議員総選挙執行事務委託金1,217万7,000円、こちらは第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査執行事務委託金でございます。

9ページ、20款1項1目1節で11万円、こちらは事業実施に当たり単費分を前年度繰越しで賄います。歳出でご説明をいたしますが、行政法律相談業務、この委託料として前年度繰越金を充当いたします。

続きまして、歳入です。10ページでございます。2款1項総務管理費、1目12節の行政法律相談業務委託料11万円、ニセコ町では既に行政相談業務をパークフロント法律事務所に委託をしておりますが、今回は既存弁護士事務所と同じ年額の委託をお願いするために2月、3月までの2か月分を専決補正するというのでさせていただきたいというところでございます。弁護士事務所によりまして専門分野がございますが、今回は札幌にございます訴訟等に明るい赤れんが法律事務所、こちらに委託をするというものでございます。このたびの羊蹄水源地関連の訴訟ほか権利関係等の相談を行うということで既に進めてございますけれども、弁論再開に至ったということもこちらの法律事務所に相当数のご支援をいただいたという状況でございます。

続きまして、4項4目衆議院議員選挙費、これは全部で1,217万7,000円でございます。全て道委託金で賄います。1節の選挙管理委員報酬8万3,000円は、3回の委員会及び投票日に関する委員長1名分及び委員3名分の報酬。その下、非常勤職員報酬64万7,000円の内訳でございますが、投票当日投票管理者報酬、職務代理者報酬、4投票所分でございますが、これで11万6,000円、投票立会人報酬、4投票所で13人で16万1,200円、開票管理者報酬1万2,200円、それから開票立会人報酬10名分で10万1,000円、期日前投票所管理者報酬で12万8,000円、期日前投票所投票立会人報酬で12万8,000円という内訳でございます。その下、会計年度任用職員報酬18万円、これは事務作業等で18日分の報酬でございます。その下、3節の時間外勤務手当596万4,000円、平日7名、100時間の時間外で182万円、休日7名、85時間の時間外で166万6,000円、期日前投票事務週末分、これが58万5,900円、同じく期日前投票事務平日分が25万5,200円、それから選挙当日投票事務が33名で132万9,900円、最後に選挙当日開票事務33人で30万6,900円、これが内訳でございます。その下、管理職員特別勤務手当17万円は、管理職の選挙事務、延べ18人で17万円。その下、7節の施設利用謝礼8万円は、投票所としてコミュニティセンターを使用する謝礼、燃料費相当額でございます。その下、8節の費用弁償1万2,000円は、選挙までに開く選挙管理委員会に委員が参集する旅費でございます。その下、10節需用費は全体で120万5,000円で、ポスター等の消耗品、投票所の茶菓子、期日前、それから当日の弁当などの食糧費、入場券はがき印刷などの印刷製本費でございます。11ページにお進みいただいて一番上、これはポスター掲示場の撤去として修繕料を計上してございます。それから、11節

の役務費は全体で77万1,000円、通信運搬費は入場はがき郵送料、それから不在者投票用紙の送付などがございます。その下、手数料は選挙啓発チラシ新聞折り込み、それから投票用紙、計算機や自書式投票用紙読み取り機の点検などがございます。その下、除雪作業手数料、これはポスター掲示場の除雪経費。その下、ごみ処理手数料はごみ袋の購入費。その下、12節の選挙入場券印刷業務委託料、これは14万9,000円の計上でございます。その下、町道等除雪委託料、これは投票所の除雪委託として第2であります近藤コミセン、それから第4であります曾我コミセン、これらの除雪でございます。その下、14節の選挙ポスター掲示場工事については96万6,000円の計上でございます。30か所でございます。その下、17節の事務用備品165万円、これについては現在の投票用紙、計算機、これにさらに投票用紙の天地、裏表、これを整えるユニット、これを購入、設置する経費ということでございます。

12ページから15ページまでは今回の専決補正で給与費明細書に変更が生じておりますので、掲載をしてございます。ご審議の参考としていただきたいと存じます。

最後に、補正予算、資料のナンバー1でございますが、これにおいて今回の専決補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳等を記載いたしましたので、こちらについても審議のご参考としていただきたいと存じます。

これで承認第1号の説明を終了いたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

◎日程第8 議案第1号から日程第26 議案第19号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、議案第1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件から日程第26、議案第19号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計予算の件まで19件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 議案第1号でございます。以後、本日につきましては大変恐縮ござい

ますが、延々と説明が続くということですので、ご協力、それからご理解のほどお願い申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第8、議案第1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づき、ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画、令和8年度から令和12年度を別添のとおり策定する。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

資料別添1をお開きください。

過疎対策につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法に始まり、本年3月末までを期限とした過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以下現過疎法と申し上げますが、これに至るまで過去5つの法律によって過疎地域の支援がなされてきました。現過疎法は令和3年度からスタートし、令和12年度までの10年間の法律でございますが、この間市町村は前期及び後期それぞれ5年間の計画を策定することとされておりまして、この3月末で前期計画が終了し、4月からは別添のとおり新たな5年間の計画がスタートいたします。

ちなみに、今回の法律への移行を踏まえ、全国では2020年度現在、885団体が過疎地域となっております。現過疎法施行の際には、ニセコ町も議員各位による継続的かつ強力な陳情が行われ、何とか過疎地域に残ることとなりましたことは、町政運営に大変大きな支援となっております。

今後の見通しとして現過疎法が終了する5年後には過疎地域という概念、また過疎の支援という形態は消滅するのではないかと。また、もし過疎地域が継続してもニセコ町は確率高く卒業することになると思われ、今後の5年は過疎からの卒業を見越した最後の5年間と捉えてございます。ご存じのとおり過疎地域の要件に該当しますと様々な支援を受けられますが、特に過疎対策事業債という有利な借金、これは現在のところ町政の運営に欠かせない財源となっておりますことから、これらの起債を活用するため今回ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画、5か年計画を策定しております。

では、当該計画の1ページから2ページをお開きいただきたいと思います。過疎計画の目次でございますが、1の基本的な事項といたしまして、ニセコ町の概況や人口動態の分析、また1の(4)の地域の持続的発展の基本方針、この中の1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、この項目から12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、12の項目において基本方針を定めてございます。各項目立ては決まったフォーマットがあるものの、1ページ下段の項番2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成及び2ページ下段の項番12、再生可能エネルギーの利用の推進などは現行法の下、前回から新たに追加した項目になります。

また、前回の方針、令和3年度からの部分、そこからの主要な変更点、追加項目は、脱炭素化の推進、デジタル化、AI活用の推進、アドベンチャートラベルの推進、それから二地域居住の推進、最後に大学連携、地域おこし協力隊の活用など多様な主体の共同、交流、これらを新たに追加、変更しているということでございます。

なお、計画書の81ページにお進みいただきますと、ちょっと開くのが大変かもしれませんが、81ペ

ージにお進みいただくと、ここから83ページにわたっては大変小さな文字で恐縮でございますが、起債等の活用も視野に入れた具体的事業を掲載しております。有利な財源の確保のため、できる限り幅広く事業の洗い出しを行っているということでございます。

ここでもう1つの関連資料をお開きいただきたいと存じます。ここにも新過疎計画の資料として概要を載せております。当該計画における町民参加等の状況でございますが、昨年9月に各課の事業洗い出し作業を行い、本年1月に北海道と計画素案について協議、提案をしております。また、同じく1月には町民向けのパブリックコメントを実施し、2件の意見がございました。2月には北海道と本協議を行ったということでございます。本議会で可決をいただきましたならば、今月3月に国へ提出し、当該計画が決定するということとなります。改めまして、当該計画の事業期間は令和8年4月1日から13年3月31日までの5か年ということになります。議案第1号についての説明は以上でございます。

それでは、議案にお戻りいただき4ページでございます。日程第9、議案第2号 普通財産の無償貸付についてご説明します。

下記の普通財産を無償貸し付けしたいから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、貸付けする建物の表示、(1)旧宮田小学校屋内体育館、①所在、ニセコ町字宮田157番地の内、②構造、鉄骨平家建て、③床面積、553.55平米。

2、貸付けの相手方、所在地、ニセコ町字ニセコ482番地1、氏名、谷伸治、ニセコスケートパーク実行委員会代表。

3、施設の用途、スケートパークとして利用する。

4、無償貸付の目的、廃校となった旧宮田小学校の体育館をスケートパークの用途として利用することを条件として無償で貸し付けることにより、子どもたちに安全で楽しい練習環境や遊びの場を提供するというものでございます。また、保護者の方や地域住民の交流の場としての役割も担い、地域活性化に寄与するというを目的とするというものでございます。

無償貸付の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までということで2年間と考えているところでございます。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

過去に議会でも一般質問があり、またかねてから町内でのスケートパーク施設の設置を希望していたニセコスケートパーク実行委員会に対し、令和7年3月議会で無償貸付をする旨議決をいただいたところでございます。これにより同年4月1日から1年間無償貸付をしましてまいりました。1年間の使用状況も良好で、貸付の目的でもご説明しました子どもたちに安全で楽しい練習環境や遊びの場が提供され、また地域住民の交流の場ともなっているということから、今回は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間につき無償貸付を更新したく議会の議決を求めるというものでございます。

なお、実行委員会には法人格がないということから、このたびの貸付相手方については実行委員会の代表である個人に貸し付けるという形態を取ってございます。

議案第2号については以上でございます。

次、5ページでございます。日程第10、議案第3号 羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更するための協議についてでございます。

羊蹄山麓障害支援区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、羊蹄山麓障害支援区分認定審査会関係町村が協議することについて、同法252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

羊蹄山麓に居住する障害者の支援区分を認定審査するため、蘭越、ニセコ、真狩、留寿都、喜茂別、京極及び倶知安町で共同設置している障害支援区分認定審査会の設置場所及び住所を変更いたします。

条例本文を御覧いただきたいと思います。6ページになります。第3条中「北海道虻田郡倶知安町北3条東4丁目倶知安町保健福祉会館」、これを「北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目倶知安町役場」に改めるということでございます。

地方自治法の規定によりまして当該審査会規約の変更、これは各構成町村の議会それぞれの議会の議決を要するということから、このたびの上程となっております。

附則でございますが、この規約は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

議案第3号に関する説明は以上です。

続きまして、次のページ、7ページでございます。日程第11、議案第4号 ニセコ町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

ニセコ町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

まず、16ページの下を御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業は、保育所に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもが就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所や幼稚園等を利用することができる制度で、令和8年4月から全ての市町村において実施するということとされてございます。

国から特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準、これが示され、認可を受けた民間施設等が本事業を実施するに当たり、給付の対象となるため、各市町村においてもその確認基準を条例で定めることとされていることから、本町においても基準府令を踏まえ、新たに条例を制定するというものでございます。

通称、こども誰でも通園制度について、ニセコ町においても令和8年度からの実施に向け準備を進めております。本町では既に実施しております一時預かりでございますが、これは保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は保護者のために預かるのではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように子ど

もの育ちを応援すること、これが制度上の主な目的でございます。

この制度実施には、国のルールに従い主に2つの条例を制定します。12月議会では主に民間施設に対するニセコ町の認可基準を定める条例、これを可決いただきました。今回の条例は既に可決をいただいている認可条例によって、町から認可を受けた施設などが事業を実施するに当たり財政支援の対象となるための利用定員など運営等の基準を定めたもので、それに基づき市町村が確認をするということとなります。

8ページからの条例本文を御覧いただきたいと思います。ちょっと戻っていただきますが、8ページからの条例本文でございます。この条例の主な内容ですが、まず8ページ下、第1節でございますけれども、これは1時間当たり、または一月当たりなど利用定員に関する基準を定めております。

次に、9ページ上の第2節では、第4条で利用者面談の実施、第5条で正当な理由のない提供拒否の禁止など、14ページ中ほどの31条の会計の区分に至るまで運営に関する基準、これを定めているということでございます。

14ページ下段でございますが、第3章、雑則、ここでは第33条において、この条例の規定において、書面等により行うことが規定されているものについては電磁的記録でも行える旨を規定しています。

また、16ページ上段、第34条でございますが、ここではこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。委任規定というものを定めてございます。

その下、附則でございますが、第1条でこの条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

第2条ですが、この条例の施行に必要な準備行為、これは施行日前においても行うことができると規定をしております。

最後に、この16ページの一番下、条例制定に際し町民参加の状況でございますが、当該条例案を令和8年2月6日から2月19日まで縦覧し、特に意見はございませんでした。

議案第4号についてのご説明は以上でございます。

次、17ページでございます。日程第12、議案第5号 ニセコ町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

19ページ下を御覧いただきたいと思います。提案理由でございます。不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、アナログ規制の一類型である書面掲示規制に関わる見直しを行うため、本条例を提案するというふうにしてございます。

行政手続条例は、町民などに対して許可、処分、指導などの進め方を公平で分かりやすく、行政の一方的な運用とならないよう、その手続について定めておりますが、今回の改正ではデジタル技術の進歩により、デジタルにより公示送達を行えるようにするための改正となります。上位法である行政手続法を改正したことにより、併せて本町の条例も見直し本条例を改正するというものです。

主な改正の趣旨は、先ほどのとおり聴聞の意見陳述、手続の通知を公示送達、公示送達とは正式な掲示板に掲示をしてお知らせするというのですが、それを公示送達と申し上げておりますが、これによって行う場合、書面による公表のほかにインターネットによる公表を加えるというための改正でございます。

条例の新旧対照表をお開きください。1ページでございます。第15条、これは聴聞の通知の方式でございますが、聴聞とは行政が不利益処分をする前に本人に言い分を公式に聞く手続のことでございます。この第3項では、聴聞の通知が届かない相手の場合、来てくださいと言っても通知が届かないという相手の場合、役場の正式な掲示板に2週間書面を掲示することで相手に通知が届いたものとみなす規定でございますが、右欄の改正条例の第4項では、書面によって不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、電子計算機の映像面、いわゆるインターネットでの掲示を加えるという改正を行うものです。

以下、1ページ下段の第16条から2ページの第29条、聴聞に関する手続の準用、これまでは引用規定の改正でございます、説明は省略します。

2ページ下段以下は附則でございますが、このページから最終ページの6ページまでは附則によるほかの条例の改正であり、また改正内容が文言修正でございますので、こちらについても説明は省略をさせていただきます。

議案の本文005の18ページにお戻りいただきたいと思っております。すみません、行ったり来たりで恐縮ですが、18ページ、このページがただいまご説明した内容を反映した改正条例本文案ということでございます。

19ページ、一番上、附則ですが、この条例は、令和8年5月21日から施行いたします。

第2項は、読替規定を定めてございます。

最後に、19ページ、一番下ですが、町民参加の状況でございますが、まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、町民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、20ページ、日程第13、議案第6号 ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

次の21ページの下、提案理由でございます。ニセコ国際高等学校の開校に伴い、ニセコ町職員となる教職員採用に当たって定数を定めるとともに、人口の増加に加え、国の施策による事業の増加、地方公務員の働き方改革や休暇制度等の拡充など、ニセコ町職員を取り巻く環境が大きく変わってきている現状を踏まえ、中長期的な視点から職員を安定的に確保し、業務の遂行を継続していくため、本条例を提案するというものでございます。

今回の改正の背景には、主にニセコ国際高等学校の職員が町職員として増加すること、令和5年4月からの定年引上げ、それから育児休業制度などの拡充など、日々行政が担う事務の専門性や幅の広がり、併せて民間採用や給与の高騰で地方公務員の確保が年々厳しい状況にあるなど、地方公

務員を取り巻く環境変化がございます。

また、昨年の国勢調査では町の人口が約5,300人を超えて増加し、第3期ニセコ町自治創生総合戦略による2039年の人口ピーク時は約5,700人強を見込んでおり、想定どおりか、それ以上に本町人口は増加で推移しているところがございます。今回の改正は、なお一定続く人口増加傾向への対応についても積極的に考慮しての改正となります。

また、公務員であっても働き手の流動性が高まる昨今、職員を安定的に確保しつつ働き方改革への対応、持続的な行政サービスの提供、業務量の増加に対応していくための体制整備の必要性から、中長期的な視点で定年延長や育児休業制度の定着など職員増加はやむを得ない状況にもあることから、このたびは定数管理計画において職員定数を現在の103人から137人に改定いたします。なお、今後は全体的な職員数の在り方を検討し、肥大化する業務の見直しや業務の見える化を進め、業務全体の見直しを行いつつ、業務増加に伴い増員している会計年度任用職員の適正化や適正配置も進めていきたいと考えているところがございます。

新旧対照表をお開きください。これの7ページ、第2条（1）において、町長の事務部局職員を左記の欄の74人から右の欄の80人へ改正します。

（3）において、教育委員会の職員について25人を30人に改正いたします。

また、第2条の（5）です。第5号を新たに加え、ニセコ国際高等学校教育職員を最大23人と位置づけました。これにより町長部局、議会、教育委員会、農業委員会を合わせて全体で137人となるというものでございます。

続いて、第3条、定数外の職員に第11号を加え、その他町が直接給与を支弁しない職員、これを明確に位置づけたということがございます。

また、参考といたしまして概要説明を載せました。これまでの職員数の推移も併せて載せてございますので、参考としていただきたくお願いを申し上げます。

行ったり来たりで恐縮です。議案21ページにお戻りいただきまして、ただいまご説明した内容を議案の改正本文に反映してございます。

また、条例の附則ですが、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

最後に、町民参加の手続は54条1項3号に該当し、町民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

22ページ、日程第14、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

24ページ下を御覧いただきたいと思っております。令和7年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、令和7年12月24日に公布されました。地方公共団体にも地方公務員法に基づき同様の改正が求められ、ニセコ町においても令和8年4月1日から第2種初任給調整手当の創設及び通勤手当の改正、これを実施するため、本条例を提案するというものでございます。

今回の改正は、令和8年4月1日から実施を予定しますが、主に先ほど申し上げた2つの改正でございます。1つ目は第2種初任給調整手当の創設、2つ目は通勤手当の改正。

第2種初任給調整手当は、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いておりますが、新人職員など月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填するため、新たに創設した手当となります。通勤手当の改正は、自動車等使用車に対する通勤手当について、令和8年4月分から民間の支給状況等を踏まえ、100キロ以上を上限とする新たな距離区分5キロ刻み、これを新設し、その上限を6万6,400円と改正するというものでございます。

新旧対照表の8ページを御覧いただきたいと思っております。まず、第2条において給与に含まれない手当を規定しておりますが、ここに新たに第2種初任給調整手当を加えます。

それから、第4条の2では第2種初任給調整手当、これを定義をしております。

次のページ、9ページ中ほど、第8条の3では第2項第2号において通勤手当が3万1,600円、このところ6万6,400を超えない範囲で支給をするという規定、そのほか通勤手当の改正内容を定義しております。

10ページ中ほど、14条、15条及び11ページの15条、この2では給与の額の算出、期末手当及び勤勉手当の算出において計算の根拠となる手当の中に先ほどの調整手当を規定をしたということでございます。

議案にお戻りいただきまして、条例の本文でございますが、005の23ページ、24ページ、これが条例本文案となります。

24ページの附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するという規定をしております。

最後に、町民参加の手続はニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、町民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第7号に関する説明は以上です。

続きまして、25ページ、日程第15、議案第8号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

26ページ下でございます。令和7年8月7日、人事院勧告に基づき、先ほど同様でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、令和7年12月24日に交付されました。この法律改正に伴い地方自治法も改正となり、第2種初任給調整手当を自治体が任用するフルタイム会計年度任用職員へも支給可能となることを受け、本町においてもこの会計年度任用職員へ支給するために必要な改正を行うというものです。また、特定職である地域おこし協力隊の給料月額について、給与水準の引上げ要請、物価高騰対策の観点から引き上げるため、本条例を提案するとしてございます。

先ほどの改正同様、フルタイム会計年度任用職員についても第2種初任給調整手当の創設を適用

するというもので、国に準じ新たな手当を創設すべきものと判断し、改正を行うものです。

また、特定職にある地域おこし協力隊について、昨今の物価高騰対策などから月額給料を16万円から17万円に引き上げる改正でございます。

新旧対照表に今申し上げた内容が改正の内容として盛り込まれてございます。26ページがただいまの説明の内容の改正条文になっていると。

ページの中ほど、附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

町民参加の状況、最後でございますが、54条第1項第3号に該当し、町民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

次、27ページ、日程第16、議案第9号 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

28ページを御覧いただきたいと思っております。これまで本条例に基づき受領したふるさとづくり寄付については、一旦その全額を基金として積み立て翌年度に繰り越し、翌年度以降に指定事業や寄付返礼及び必要経費に充当する運用を行ってきてございます。

この運用方法では、返礼及び必要経費について必要とする年度と充当する年度に1年度のずれが生じてございます。近年、本条例に基づく寄付が年々増加傾向にあり、返礼や必要経費の額も増大し、この1年度のずれが一般会計へ与える影響が大きくなってきてございます。そのため、基本的には寄付額を受領した年度内において返礼や必要経費に充て、その残額を基金として積み立て、翌年度以降の指定事業に充当していく運用を可能とすること。また、寄付額の増減による一般会計への影響を最小限とするため、本条例を提案するというものでございます。

こちらでまた新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。行ったり来たりで恐縮です。14ページ、第6条において現行は寄付全額を積み立てる条文でございますが、改正後の基金積立ての額は右ですけれども、寄付額の寄付金の額から寄付者への返礼及び寄付金収受に要する費用の全部または一部を除いた額とすると改正をいたします。

005の議案に戻っていただきまして28ページでございますが、附則、この条例は、公布の日から施行するとさせていただきます。

最後に、町民参加の手続についてですが、まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、町民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時28分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） すみません、ちょっと細かな訂正をさせていただきたく存じます。

議案の26ページでございます。会計年度任用職員の給与の関係の改正ですが、この下の提案理由の5行目の後ろのほう、「支給するために必要な改正を行う」の「の」が要らないです。「必要な改正を行う」ということで、大変失礼をいたしました。

それでは、引き続き29ページをお開きいただきたいと存じます。日程第17、議案第10号 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

31ページの下段、提案理由でございます。近隣自治体の類似施設の使用料改定などに伴い、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯では町外利用者が増加し、混雑する状況が常態化しつつあります。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の安全、衛生的環境の管理、また昨今の物価上昇の影響から経費等の増加している状況に対応し、経営安定化を図るため、令和8年7月1日からの使用料を見直すための本条例を提案するということでございます。

改正につきましては、新旧対照表の15ページ、こちらをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。まずは、第7条第1項以外の条文に関しては文言や体裁、この整理を行っており、条例の内容を変更するものではございませんので、説明を省かせていただきます。

17ページをお開きいただきたいと存じます。左欄、この別表、これが現行料金でございます。左欄の下のほうの使用料と書いたところが現行の使用料でございます。現行料金。

次のページ、18ページの右欄でございますが、別表1の使用料について、大人600円から800円に、12回券を8,000円から、子どもの1回券250円を300円に、それから12回券2,500円を3,000円に料金改定を行いますということでございます。

それから、19ページの表でございますが、入館料、こちらの下にニセコ町民との記載を加えてございます。ニセコ町民については料金改定の該当にはせず、現行のまま料金を据え置くという内容でございます。

その下、貸室の利用料金について別に別表2として分けて条例改正をしてございます。

議案の31ページにお戻りいただきまして、改正条例本文案がこちらのとおりということでございまして、附則でございますが、この条例は、令和8年7月1日から施行するということでございます。

最後に、条例制定に当たり行った町民参加の状況ですが、2月3日から16日まで意見募集を行いまして1件の意見がございました。

議案第10号についての説明は以上でございます。

次、32ページ、日程第18、議案第11号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

33ページ下ですが、令和元年度の水道料金改定に伴い、旧営農用契約の農業事業者、これを対象にした激変緩和措置、個別受給給水契約、これについて国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用し、この激変緩和の適用期間を1年延長することとするため、本条例を提案するというものでございます。

次に、新旧対照表の20ページを御覧いただきたいと存じます。まず、今回の改正は、本来の水道超過料金については1立米150円のところ、現在大量に水を使う農業生産者については1立米120円と激変緩和措置を行っております。この激変緩和措置は今年3月で終了するということですが、今回の改正は農業生産者について激変緩和をなお1年延長する改正でございます。

左の欄、第23条の2第2項(1)でございますが、この下線部分ですが、これは令和5年3月に既に終了しておりますので、年後のみの改正となっております。ちなみに、令和5年3月までは150円のところ90円としておりました。

次に、左欄の第2項(2)です。これは、先ほどご説明したとおり今年で終了する1立米120円の激変緩和措置を令和9年3月まで延長する改正でございます。

第2項(3)では、通常の超過料金である1立米150円となる年度について、平成38年5月、令和8年5月のことですが、これを令和9年5月以降に改正してございます。

005の議案、33ページにお戻りいただき附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

最後に、町民参加等の状況でございますが、2月2日から16日まで改正案を公表いたしましたが、特に意見はございませんでした。

議案第11号に関する説明は以上でございます。

次、34ページ、日程第19、議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

38ページにお進みいただきまして、38ページの上段です。特定目的公営住宅のうち高齢者向け公営住宅及び子育て世帯向けの公営住宅を整備し、高齢者及び中学卒業までの子どもを持つ子育て世帯の居住の安定を図るため、所定の改正を行うというものです。あわせて、文言の整理を行うため、本条例を提出するとしております。

本条例では、社会資本整備総合交付金、これを活用し、新団地モック1号棟、2号棟の建設を進め、高齢者及び子育て世帯の居住の安定を図る目的で条例を改正をいたします。

次に、新旧対照表の21ページ、文言整理としての改正はご説明を省略させていただきます。

21ページ中ほど、第2条において第7号に高齢者向け町営住宅、第8号に子育て世帯向け町営住宅についてそれぞれ定義してございます。

21ページの一番下、第3条の次のページ、22ページの上段の第2項において町長は高齢者向け町営住宅を設置することができる」と規定し、第3項では子育て世帯向け町営住宅の整備及び既存町営住宅の一部を子育て世帯に供与できるとすることができる」といたしました。

22ページ下、第3条の10において次のページにかけてこれまでの整備基準に加え、新たに高齢者、子育て世帯向け住宅の整備基準を定めてございます。

24ページの上でございます。第6条、入居者資格ですが、高齢者、子育て世帯向け住宅の入居条件は規則で別に定めるということで規定してございます。

それから、25ページ中ほど、第9条では入居者の選考及び決定を定めておりますが、第9条の2では選考の特例として入居基準を満たした高齢者、子育て世帯向け住宅への入居希望者は優先的に選考及び入居ができる旨、これを定めました。

以下、26ページの第9条の3では期限付入居、27ページ、15条では家賃の決定について、それから30ページ、63条では関係機関との連携として高齢者向け町営住宅の入居者が入居後に生活支援や介護などを要する場合は関係機関と連携し、支援することに努める旨、これを定めてございます。

議案の35ページにお戻りいただきまして、ただいまご説明した内容を文言整理を含めて改正条文案に反映してございます。

37ページの附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

最後に、38ページの下段、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の状況でございますが、2月17日から26日まで改正案を公表いたしました。意見はございませんでした。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

続きまして、39ページ、日程第20、議案第13号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

改正の内容につきまして、新旧対照表の31ページでご説明を申し上げます。右欄の改正後（案）でございますが、この第7条を御覧いただきたいと存じます。中ほどでございます。ここでは保育料等を定めておりますが、3行目、これまでの保育料のほかに乳児等通園支援保育料を新たに位置づけました。

次に、32ページ、最後ですが、一番下、第6号として乳児等通園支援保育料、乳児等通園支援事業に係る保育料の額は、1時間当たり300円とするとの規定を追加をいたしました。これ以外の改正は文言の整理となっております。

議案40ページにお戻りいただきまして条例本文案になりますが、附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

最後に、この条例の改正に係る町民参加ですけれども、2月6日から2月の19日まで条例案を縦覧し、特に意見はございませんでした。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

続きまして、補正予算の議案1ページ、日程第21、議案第14号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,068万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億674万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページの第1表、歳入歳出予算補正から3ページまでは再掲でございますので、記載のとおりでございます。

4ページから6ページは飛ばしていただきまして7ページ、これも記載のとおり再掲です。

8ページは歳入歳出予算の事項別明細書の総括の歳出でございますが、一番下、今回の補正額は合計1,068万6,000円の減額でございます。財源内訳は国、道支出金が6,915万5,000円の減額、地方債が5,750万円の増額、その他財源が1,058万円、そして一般財源が961万1,000円の減額となります。

それでは、説明の都合上、歳出から説明をいたします。15ページをお開きいただきたいと思います。1款議会費、1項1目3節の時間外勤務手当1万6,000円、会計年度任用職員の時間外勤務手当の不足分の補正です。

16ページ、2款総務費、1項3目10節の光熱水費13万5,000円、令和7年度のニセコ町管理分、街路灯、この電気料について使用量が増えたことや電気料の値上げなどにより不足する差額分を補正をいたします。

その下、4目基金積立費、24節の企業版ふるさとづくり基金積立金1,000万円は、エア・ウォーター株式会社からの企業版ふるさと納税について積み立てるものです。

その下、6目18節のデマンドバス運行事業補助478万8,000円は、町内デマンドバス、にこっとBUSについて物価高騰の影響に加え、受託者のニセコバスにおいて乗務員不足対策のため、乗務員の処遇改善を図ったことによる人件費の増加、今後の利便性向上に向け、ウェブ予約システムの本格稼働に向けたシステム改修などの経費の追加及び国の交付金の減額などに伴う町補助金の増額補正でございます。内訳は、処遇改善で約94万円、システム改修で375万6,000円、交付金で45万円の減額でございます。なお、当該補助金は本体と今回の補正を含め特別交付税で8割の支援がございます。

その下、15目町民センター費、10節の光熱水費35万円、令和7年度のニセコ町民センターの電気

料について使用量が増えたことや値上げなどにより不足する分の補正でございます。

17ページ、3款1項2目18節の高齢者介護施設経営維持特別対策事業補助59万9,000円、ニセコ福祉会経営継続の課題である人材確保の緊急対策として有料求人広告への掲載費用支援及び職員用住宅内設備、暖房便座でございますが、この改修費用、この支援を行い人材確保環境の向上を図りたいということでございます。なお、当該特別対策は当初と補正を合わせ1,537万1,000円を確保、実施しておりますが、今回はこれに増額補正をするというものでございます。

18ページ、4款1項2目22節の補助金等返還金37万9,000円、令和6年度に実施した産後ケア事業及び5歳児健康診査に係る費用、国の補助でございますが、これに関して令和5年度から繰越しし、令和6年度に実施した分の精算により交付済補助金の返還の決定があったため、歳出による還付を行います。内訳は、産後ケア事業が37万6,000円、5歳児健診が3,000円でございます。

その下、3目環境衛生費、3節の時間外勤務手当5万4,000円、ごみ処理業務の増加から次年度契約業務や今後の突発的業務の発生に備え、時間外勤務手当予算が不足する見込みのため補正をするというものです。

その下、4目ニセコ斎場費は全体で121万円、ニセコ斎場の利用件数が当初52件、この見込みに当たって2月20日現在で11件増の63件の増加をしていることと。これについては蘭越町の火葬場が改修工事を行ったため、蘭越町分の火葬も対応したということがございます。そのことから、記載のとおり燃料費、光熱水費及び火葬業務委託の2月20日時点の増加、11件分の増額、設計変更、これを行う補正でございます。

その下、2項2目11節の廃棄物処理手数料11万円は、町内にて浄化槽やコンクリート殻の不法投棄がございまして、処分する費用があることから、やむを得ず予算が不足するため補正をするというものでございます。

それから、19ページ、8款7項1目住宅管理費、10節の修繕料80万円、公営住宅の修繕料について12月定例議会で補正をさせていただいたところですが、見込みより修繕料がさらに増加したため、不足分の補正をさせていただくというものでございます。

その下、2目12節の公営住宅新団地建設工事監理業務委託料421万3,000円の減額は、新団地建設に伴う集会所建設を延期したことに伴い現住所との回廊、廊下でございますが、この部分の設置を取りやめたことによる管理業務の減額でございます。その下、公営住宅建設工事2,550万円の減額は、同じく回廊の取りやめによる減額及び入札減でございます。

20ページ、10款2項小学校費、1目10節の光熱水費47万2,000円は、ニセコ小学校、近藤小学校の光熱水費について使用量増加により予算が不足する補正です。

その下、5項幼児センター費、1目22節の補助金等返還金11万4,000円は、令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金、これにおいて当初見込んでいたファミリーサポートセンター利用の3号認定、非課税世帯でございますが、この3号認定の対象者がいなかったということにより交付決定額との差異が生じて交付金の返還が生じ、歳出で還付するための補正をします。なお、本交付金は義務費であり、翌年度の実績をここにに基づく額の確定により年度をまたいで過不足分を精算する扱いとなっております。

21ページ、11款2項1目土木施設災害復旧費は財源の構成でございます。昨年9月13日から14日の大雨で被害を受けた道路等の復旧工事について一般財源としていた1,390万円を減額し、地方債である災害復旧事業債で対応できるようになりましたので、その財源を構成してございます。

9ページにお戻りいただきたいと思えます。歳入です。15款国庫支出金、2項1目1節の重点支援交付金141万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業メニューとして国の令和7年度補正予算で当該交付金が追加で交付されることに伴い補正するものです。歳出は、上下水道課で対応する物価高騰対応消費喚起事業、これは農業者水道料減免事業、これに充当いたします。

その下、4目2節住宅費補助金、社会資本整備費総合交付金7,056万5,000円の減額、新団地整備事業に係る事業費の再現と国庫補助金が当初見込みより下がった物価上昇を加味した標準建設費の上昇率が低かったということでございますが、それに伴い1戸当たりの補助金充当額や加算額、これも見込みより低くなったということによる減額補正でございます。なお、補助金減額分の財源は公営住宅事業債を充当いたします。

10ページ、16款道支出金、1項1目1節の災害弔慰金・見舞金負担金187万5,000円、令和6年度にニセコ町において胆振東部地震における災害関連死が1件認定され、被災者、ご遺族に災害弔慰金の支給を行いました。これに伴う災害弔慰金に係る道費の負担金、この申請によりまして負担金が歳入できる見込みとなったため歳入予算を補正するというものです。

11ページ、18款1項2目1節の指定寄付金8万円は、指定寄付受領による増額補正です。その下、企業版ふるさとづくり寄付金1,000万円は、エア・ウォーター株式会社からの企業版ふるさと納税についてニセコ高校にて応募を行い、採択を受けたため補正するものです。なお、令和7年度に基金積立てをし、8年度から3年間で事業を実施する予定でございます。

12ページ、19款1項1目1節の財政調整基金繰入金1,320万円の減額は、9月14日に発生した大雨による公共土木施設単独災害復旧事業、これについて起債が充当できる見込みとなったことから、当該充当していた基金を減額補正するというもの。

その下、5目1節の地域福祉基金繰入金50万円は、人材確保等を支援する高齢者介護施設経営維持特別対策事業補助、これに充当する補正でございます。

13ページ、20款1項1目1節の前年度繰越金171万4,000円は、今回の補正に対し歳入歳出の均衡を図るための繰越金の充当です。

それから、4ページにお戻りいただきたく存じます。4ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。物価高騰対応子育て応援手当支給事業、子ども1人当たり2万円の給付でございますが、これについて全体で1,660万円の予算に対し、7年度中に約380世帯への給付を完了し、残り約50世帯分の259万円、これを新年度に繰り越して支給するというもので繰越明許の補正でございます。

5ページ、第3表、地方債補正です。まず、追加事業ですが、電子黒板整備事業として180万円、これをデジタル推進事業債を活用して整備をします。ニセコ小学校分です。

次に、既に起債をしている事業の変更でございますが、合併処理浄化槽整備事業ですが、単独浄化槽などから合併浄化槽への切替えに対応する補助の申請が増えたことにより限度額を増額してございます。過疎債を活用しております。

次に、新団地整備事業ですが、先ほど歳出でもご説明をさせていただきましたとおり、社会資本整備推進交付金の減額分を新たに追加し、限度額及び金利上昇に伴い金利を変更してございます。公営住宅事業債でございます。

次に、6ページ、一番上ですが、ニセコ高等学校施設機能向上改修事業です。校舎改修に伴う設計について過疎債を活用するため、限度額を変更してございます。

次に、有島記念館施設改修事業ですが、展示スペースのLED化について新たに必要となるライティングレールを追加し、限度額を変更してございます。脱炭素債の活用です。

次に、公共土木施設災害復旧事業ですが、説明をしております昨年9月14日の大雨による道路復旧等について、基金を充当していた部分について災害復旧事業債の活用ができることから、こちらに切り替えて起債限度額を増額してございます。

最後、22ページ、給与費明細書でございます。時間外勤務手当を補正したことから、23ページにわたり変更してございます。

また、24ページでは先ほどご説明をしたとおり地方債の追加、それから変更を行ったことから地方債の残高等の調書も変更になってございますので、24ページ改めてご参考にしていただきたいと存じます。

なお、議案第14号の詳細につきましては、補正予算資料ナンバー2の5ページでご説明をしておりますので、こちらも参考としていただきたく存じます。

議案第14号の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、令和8年度予算に関してご説明いたします。議案のご説明に入る前に、ここで現状の本町の財政見通しについてお時間をいただきまして少しご説明を申し上げたいと存じます。

令和7年度は消防庁舎、それから高校寮建設など大型事業の同年度実施、これなどから当初予算で約122億円、一般会計で104億円とこれまでにない大型予算を可決いただき令和7年度をスタートさせました。また、令和8年度も予算総額では約109億円、一般会計で84億円の当初予算についてこれからご説明を申し上げるところでございます。物価、賃金、金利の上昇が進み、デフレから脱却の兆しも見える中、今後は経済成長に向け、民間に限らず自治体の予算規模も拡大する傾向にあるものと捉えてございます。

さて、大型予算でスタートした令和7年度も今月で終わります。公債費の推計をお開き下さい。棒グラフがございしますが、棒グラフの下部分、薄い緑の部分ですが、これが一般会計の起債償還額、それから棒グラフの上部分、これが公営企業会計の起債償還金額、水色の部分でございます。真ん中少し右寄りの令和8年度を基準としますと、赤線横枠を御覧いただき、今後10年程度は令和8年度に比して起債償還金が今以上に上昇し、経常経費の比率が80%台後半の本町において、毎年の予算組みは決して楽観視できるものではございません。ただし、この間の実質公債費比率は14%に満たないと推計をしており、地方財政健全化法で定めている一定基準である18%、あるいは25%、まして35%には届いておらず、客観指標では健全の範囲内であると言えます。

また、中長期の財政見通しですが、先ほどの起債償還額の上昇と連動し、令和9年度からは収支がマイナスになる推計をしております。ただし、令和16年度以降の数値をここには表してござい

ませんが、先ほどの表のとおり起債償還額が徐々に減ってまいりますので、収支マイナスの幅も縮まる推計となっております。

また、先ほど同様地方財政健全化法で定めている別指標、将来負担比率がございますが、これを推計してみますと、さきの大型予算も含めた推計でございますが、令和7年度は85%程度となる見込みでございます。早期健全化の基準であるイエローカードライン、これがニセコの85%に対して350%と定めておりますので、これには遠く及ばないというのが今の現状でございます。ただし、歳出の削減はもちろんのこと、新たな歳入確保や各種使用料や手数料、それから貸付料などの見直し、またふるさと納税の増収など、歳入については財政のより健全化に向け早い段階から着手していく必要性を強く感じているところでございます。それらに向けた対策を進める所存です。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。本町の財政見通しに関する見解ということで少しお時間をいただきました。

先ほど申し上げた予算特別委員会フォルダーの中の01をお開きいただきたいと存じます。日程第22、議案第15号 令和8年度ニセコ町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

議案第15号 令和8年度ニセコ町一般会計予算。

令和8年度ニセコ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、32億円と定める。

令和8年3月2日提出、ニセコ町長、田中健人。

続いて、令和8年度予算の全体像でございますけれども、こちらは別冊の冊子、予算に関する参考資料を御覧いただきたいと思っております。こちらの資料のまず3ページでございます。令和8年度各会計の予算総額は109億2,969万円でございます。前年度比13億5,040万円の減額計上でございます。各会計の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。款別の予算比較、それから一般会計歳入を4ページに載せてございます。特徴として、1款町税、こちらでは地価上昇に伴う固定資産税の増収及び宿泊税を定率制に変更することなどを折り込み、対前年度比で6.2%、7,141万4,000円の増収、10款地方特例交付金は地方揮発油譲与税と環境性能割廃止、これに伴う減収分、これを見込み対前年度比でプラス525%

の1,250万円、それから11款地方交付税は地方財政計画に基づく算定により普通交付税の増加などから3億5,000万円の増の29億円、これを見込みます。15款の国庫支出金は、各種事業実施の減で17%の減額、6億7,444万7,000円、18款寄付金、これは主にふるさとづくり寄付金の増額で、対前年度比プラス54.9%、1億7,717万2,000円、19款の繰入金は消防庁舎建設に伴う庁舎建設基金繰入金の増加、宿泊税基金繰入金や公債費に充てるための減債基金繰入金の増加、これなどにより24.2%の増、8億1,776万7,000円です。それから、22款町債は令和7年度に実施した消防庁舎整備、ニセコ高校寮整備、新町営住宅整備事業などの完了により、対前年度比で63.3%減の14億9,980万円を計上してございます。自主財源の合計、この中の自主財源は1款と13、14款、それから17款から21款、これが自主財源でございますが、この合計は28億9,854万8,000円でございます。全体に占める自主財源の割合は34.3%となりました。いわゆる3割実施と言われるところの34.3%となりました。また、地方交付税は全体でこちらも34.3%を占める割合となっております。

次に、歳出は5ページに記載のとおりでございます。

続きまして、6ページ、7ページ、これは特別会計予算を載せてございます。

8ページ、9ページは企業会計予算を載せてございます。後ほど参考としていただきたいと存じます。

続きまして、10ページ、町税の推移、11ページ、地方交付税の推移、12ページから14ページにかけては性質別予算の前年比較、それからどんどん進んで恐縮ですが、15ページから17ページにかけては節別予算の前年比較、これを掲載してございます。

また、18ページの職員数でございますが、定時制ニセコ高校の教員はこれまで同様北海道で予算計上をしており、本町予算書に掲載はしておりません。ただし、令和8年度からニセコ国際高校の教員については町職員として計上をここにしております。こちらも後ほどご確認いただきたいと存じます。

飛びまして49ページを御覧いただきたいと思います。小さい文字ですが、基金の状況でございます。一般会計の令和8年度見込みは記載のとおりで、大きな取崩しは予定してございません。令和8年度は一般会計と特別会計、この中の企業会計は除きますが、この合計で当初予算として積立金9,201万6,000円積立てをし、取崩し金額は8億1,776万7,000円を計上してございます。ただし、毎年そうですが、今後の予算の執行状況においてはさらなる財源確保、それから経費の節減、効率的執行に努め、決算期には基金取崩し額、これの圧縮に努めてまいります。

また、50ページ、こちらは公債費の推移でございます。

51ページ、これは町債の借入先別調書としてございます。

52ページから61ページにかけては各事業の予算比較、主な増減理由を記載してございます。

62ページは入湯税使途事業、それから63ページは今回初めて載ると思いますが、63ページにつきましては宿泊税使途事業をそれぞれ掲載してございます。

それでは、令和8年度予算について款、項、目、節に沿って説明をまいります。当初予算ということで全会計にまたがりますので、新しい事業であるとか大きな増加があったものなどを中心に説明をまいります。よろしくお願いを申し上げます。

議案にお戻りいただきたいと存じます。3ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入、これは5ページまで続いております。再掲でございますので、飛ばします。

6ページから7ページが歳出でございます。

8ページから13ページの第2表と第3表、これは飛ばしまして14ページが歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

15ページの歳出合計の左から2列目、一般会計の総額は84億5,000万円で、特定財源を除き一般財源は前年度比4億693万6,000円増の47億5,099万6,000円となります。これが一般会計の総額ということでございます。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明をいたします。63ページに飛んでいただきたいと存じます。63ページ、よろしいでしょうか。1款議会費、予算総額は4,668万3,000円、前年度比23万6,000円の減です。議会費のうち3節職員手当等では、昨年の人事院勧告に基づく期末手当の見直しにより2つ目の議員期末手当は総額で11万4,000円増の1,062万6,000円の計上です。そのほか議会費については負担金などが減となっております。

2ページ進んでいただいて65ページ、2款1項1目1節の一番下、会計年度任用職員報酬640万5,000円、採用予算に障害者枠、これを設けたため1人分を増額したことにより399万3,000円が増額となっております。66ページ、11節の通信運搬費731万6,000円は、郵便料金や運送料、この値上げ等により246万6,000円増で計上してございます。12節の7行目、行政法律相談業務委託料132万円、先ほども少し説明をさせていただきましたが、顧問弁護士事務所を現在の1か所から2か所に増やしたいということにより66万円増額してございます。また、13節の、進んでいただいて67ページ、上から3つ目です。コンピューターソフト使用料、前年比187万2,000円減の205万7,000円を計上しています。これは、主にマイクロソフトオフィス2024からジャストノートへ移行作業が終了したことによる減額です。また、中ほどの勤怠管理システム使用料120万8,000円、それから3つ下、人事給与システム使用料115万5,000円、これは令和8年度から勤怠管理システムの入替えと人事給与システムを新たに導入することとなったため、合わせて236万3,000円を新たに計上してございます。一番下の17節のコンピューター機器備品、前年比329万円増の1,474万2,000円を計上してございます。これは現在の端末の老朽化が進んでいることに合わせて、L G W A Nの庁内Wi-Fi化を進めるに当たり、端末をノートPCに置き換えるため新たに110台を購入いたします。これにより会議などでノートPCを利用できることとなり、庁舎のペーパーレス化と業務効率化、これを推進いたします。68ページ、18節負担金補助及び交付金では上から5つ目、北海道自治体情報システム協議会負担金8,765万7,000円、前年比870万3,000円増です。これは、本年度庁舎を含め他の事務所においてもL G W A N接続系ネットワークを無線化するための費用940万1,000円を新たに計上したことによる増額です。なお、この事業はデジタル活用推進事業債、これを利用して実施をします。2つ下、後志広域連合負担金729万円は、均等割や基準財政需要額割の増加により前年比124万4,000円増で計上してございます。5つ下、地域活性化起業人事業負担金2,063万円、株式会社エープル&パートナーズより社員1人の継続派遣費用となります。財源として1人当たり特別交付税610万円等を見込んでございます。69ページ、上から5行目、社会保障・税番号制度中間サーバー事務委任交付金

211万1,000円、特定個人情報の提供の求めなどに係るシステム移行が完了したことにより運用保守経費のみとなったことから前年比277万6,000円減です。

2目18節負担金補助及び交付金の次のページ、70ページの上から6行目、地域自治振興交付金、町内会の振興でございますが、これを49万1,000円増額して457万6,000円を計上してございます。

3目交通安全費、次のページ、71ページの18節負担金補助及び交付金、下から2つ目、これまで2団体であった組織を1つにし、昨年10月に設立した地域安全協会に対する補助、これを新規に60万円計上してございます。

4目基金積立費、これは全体で前年比93万7,000円減の9,201万6,000円、これを計上してございません。

72ページ、5目文書広報費については1ページ飛んでいただきまして73ページ、中ほど下でございますが、13節の3つ目、サイト内検索サービス使用料108万3,000円、ホームページ内検索の利便性向上のため使用するシステムの使用料ということになります。

74ページ、6目企画費、1節報酬の会計年度任用職員報酬2,371万円、現在役場に在籍する6名の国際交流員の報酬でございます。その下、7節報償費のふるさとづくり寄付金返礼5,300万円、令和8年度個人版ふるさと寄付額は前年から7,000万円増の1億5,000万円を見込んでおり、返礼品に係る予算も2,450万円増ということで計上してございます。75ページ、18節の一番下、光基盤整備負担金410万円、豊里地区に新規光基盤を整備するための負担金ということでございます。76ページ、真ん中少し下、地域活性化起業人事業負担金1,000万円、これはふるさと納税の業務に特化した起業人1名の配置を検討してございます。なお、財源は特別交付税で上限590万円となっております。77ページ、一番上、国際交流推進協議会補助319万8,000円、前年比154万8,000円の増です。転入外国人向け情報提供強化の動画作成、それから外国人相談窓口用備品、タブレットなどですが、これに係る費用、これを計上してございます。

7目地域振興費は、全体で1億5,527万円の計上、地域おこし協力隊と集落支援員に係る予算でございます。78ページ、地域おこし協力隊の任用型、これは26名分、それから特命型は2業種、2名分で2,200万円の委託料を計上しています。集落支援員の任用は16名を予定しており、この科目では中央倉庫群に配置の1名分の人件費と10名分の家賃補助予算を計上しています。なお、集落支援員の人件費は各所管課で計上となります。

中ほど、8目自治創生費、これは全体で前年比525万円増の1億553万9,000円、以下新規の予算計上科目について説明をさせていただきます。79ページ、12節の委託料です。12節の一番上、二地域居住・関係人口支援業務委託料330万円、二地域居住等の相談窓口の設置、PR活動、現地コーディネーター交流会などの委託費です。これの財源は、特別交付税を予定しています。その下、連携強化戦略策定業務委託料330万円、個人版、企業版ふるさと納税の連携強化に係る戦略を策定いたします。その下、地域活性化に向けた町有地活用可能性検討業務委託料374万円、企業連携に向けた構想や戦略を策定するに当たり、フィールド調査として町有地の企業誘致に係る基礎的な調査検討を行うということでございます。4つ下、パートナーシップ推進・連携活動支援業務委託料330万円、上記戦略策定についてコーディネーターを配置するための委託料の計上でございます。18節負担金補助及

び交付金の上から4つ目、連携組織活動支援モデル事業補助金400万円、これは上記戦略策定の中でモデルとなる連携事業について支援するための補助金を創設をいたします。なお、今説明した4つの事業に係る財源は、地方地域未来交付金、これを活用し、地域共生パートナーシップ推進事業と名をつけまして、この取組として2分の1が国庫補助金、交付金、それから4分の1が特別交付税の対象となります。下から3つ目、地域活性化起業人事業負担金2,737万5,000円は、中央倉庫に1名、デロイトトーマツからの派遣で企画環境課配置の1名、それからウエルネストホームからの派遣でニセコ町の1名、ニセコハートラボオフィシャルパートナーを専門に担当する1名の計4名、この分の負担金を計上してございます。なお、これも財源は特別交付税で1名につき590万円の上限額が支援されます。79ページの一番下、自治創生強化推進補助金220万円、自治機能向上に向けプラットフォーム機能の検討や異業種との交流事業などを実施する拠点整備を図るための補助金、これを創設します。なお、この予算に係る財源は地域未来交付金を活用した自助強化と共助拡大による自治創生事業と名づけまして取組を行い、2分の1が国の交付金、4分の1が特別交付税の対象となります。ここで言うプラットフォームとは、自治体が企業、大学、NPOなどつながり、地域課題を解決するための共通基盤を提供する仕組みということで捉えてございます。80ページ、一番上、地域経済循環創造事業補助400万円、企業などを支援する国のローカル10,000プロジェクト事業、この地方単独事業分として200万円の2件分、これを計上してございます。当該事業は地域密着の民間事業者の初期投資費用について、公費のほか融資やファンドなどを組み合わせ支援を行うというスキームのものでございます。

下段、10目会計管理費、これは全体で前年比15万1,000円増の297万円を計上、増額の主な内訳については10節の印刷製本費が3万1,000円の増、11節の手数料で振込件数の増加による9万円の増などがあります。

81ページ、11目の庁舎管理費において10節の需用費の光熱水費825万円の計上、前年比98万円の増加です。電気料の値上げ分と合わせてLPガス38万円を他の科目から移設したということによる増額となっております。

83ページ、13節の職員住宅借り上げ料520万8,000円、地域活性化センターへ出向職員が帰任するということで前年比501万6,000円減で計上してございます。

それから、13目職員厚生研修費、8節の特別旅費736万6,000円、これまで各課が予算を持っていた業務研修費を総務課へ集約させたことによりまして145万1,000円増の計上です。なお、今年度はまちづくり、省エネ、林業を学ぶドイツ合同研修へ1名、北海道文教大学大学院へ就学させる費用、自治体国際化協会へ出向している職員の帰任旅費などを計上してございます。84ページ、18節の下から2つ目、各種研修会参加負担金218万7,000円、先ほど特別旅費でもご説明しましたが、これまで各課が予算を持っていた業務研修費を総務課へ集約させたことに伴い、参加負担金である52万円もこちらに増額で計上ということですが、

85ページ、上から2つ目、17節の自動車1,000万円は、現在使用している町長の公用車、これをサブスクリプション、一定期間の借り上げということですが、この期限が令和9年4月に切れるということから、令和8年度中に新しい町長公用車を購入する経費として概算で1,000万円を新たに計上

してございます。なお、新しい町長公用車はハイブリッドを予定し、脱炭素の特別交付金、これが措置される予定でございます。

15目町民センター費、10節の修繕料178万3,000円、このうちトイレ、洗面台自動水洗修理、これが135万3,000円含まれてございます。12節の一番上、公共施設管理業務委託料1,515万8,000円、このうち町民センター管理業務委託料分が人件費の増や委託業務内容の変更により前年度比223万7,000円増の1,491万8,000円、これを含んで計上してございます。次のページ、86ページ上段、14節、町民センター修繕工事136万1,000円、和室の畳をフローリングにする工事です。その下、自動ドア設置工事90万円、消防側入り口を自動ドアにする工事でございます。

16目地域コミュニティセンター費、14節の地域コミュニティセンターエアコン設置工事320万円、各地域コミュニティセンターへ設置費用を計上してございます。

17目職員給与費でございますが、人事院勧告などの実施に伴い全体で前年比6,342万4,000円増の10億8,405万7,000円を計上してございます。87ページ、一番上、一般職給は3億8,824万円で、昨年の給与改定により1,499万3,000円増で計上してございます。その下、会計年度任用職給、これはフルタイムにおいても同様に全体で194万8,000円増の9,924万円、これを計上してございます。3節職員手当等は、全体で3億2,527万7,000円の計上でございます。予算書の記載ではこのように分かれて記載をしていますが、口頭で内訳を申し上げますと、特別職の手当については支給率0.05か月分の増額により38万8,000円増の1,752万1,000円を計上してございます。この中に含まれているのですが、特別職の手当については1,752万1,000円を計上しています。また、一般職においても同様に給与改定に伴い影響を受け、2,350万7,000円増の2億6,680万6,000円の計上となっております。さらに、フルタイムの会計年度任用職員においては、これも給与改定により272万7,000円増の4,167万円を計上してございます。この中に含まれているという形で、ちょっと見えづらいので恐縮ですが、そのように配分してございます。88ページ、4節の共済費、これも同様なのですが、全体で2億2,479万円の計上で、こちらも口頭で申し上げますと給与改定率改正によりまして、特別職では5万3,000円増の372万5,000円の計上、一般職では517万5,000円増の1億2,719万9,000円で計上、会計年度任用職員の分で82万4,000円増の9,383万1,000円となりました。18節負担金補助及び交付金の一番下、北海道派遣職員負担金として3人の北海道職員の派遣の費用を計上してございます。現在の令和7年度に派遣を受けた職員1名分が800万円、これに加え1,600万円増の2,400万円を計上してございます。

18目防災対策費、これは前年比772万7,000円減の1,356万8,000円を計上、89ページ下段、12節、全国瞬時警報システム（Jアラート）保守業務委託料16万5,000円は、令和7年度の機器の整備を終えたことにより493万9,000円減となっております。

90ページ、12節の新消防庁舎移転委託業務245万5,000円は、備品等における調達及び発注並びに移転支援業務のための経費を計上してございます。2つ下、消防庁舎外構工事監理委託業務委託料120万9,000円は、本年3月に完成する建物周辺の外構工事の監理委託業務でございます。その下、14節の消防庁舎建設工事6,628万6,000円は、新消防庁舎の外構工事として6,431万7,000円、それから新消防庁舎敷地内から排出された残土の防護工事として196万9,000円の内訳となっております。

す。その下、17節の事務用備品6,930万円、これは新消防庁舎の執務環境を新たに整備するための事務用品の計上でございます。

20目諸費、前年比716万8,000円増の1,554万円、増額の主な要因は事務の効率化のための各施設の電話やインターネット通信料などの固定経費を統合したということによるものでございます。

91ページ、2項徴税费、このうちの92ページから93ページにかけては2目賦課徴収費でございますが、新規計上や増額などあった予算について大きく2つの要因がございます。口頭でちょっと説明をさせていただきます。1点目は、国を挙げての方針である税に関する電子化の推進や納付書など様式や規格を全国共通に統一するために係る経費でございます。これらに伴う経費として、92ページでは右欄、上から5番目の10節需用費のうち印刷製本費が317万9,000円で169万6,000円増、同じく一番下から2番目の、12節委託料、このうち町税納付書等印刷及び封入業務委託料、これが275万6,000円で62万9,000円増となっております。93ページでは一番上、コンピューター保守点検業務委託料が516万5,000円で283万9,000円増、さらに中ほど、18節負担金補助及び交付金のうち北海道自治体情報システム協議会負担金で1,045万4,000円の計上、205万1,000円増となります。その3つ下、地方税電子化協議会負担金が84万8,000円の計上で23万3,000円増と合計で744万8,000円がこれら地方税の電子化や標準化などに要する経費として増額をしているというものでございます。2点目は、宿泊税の制度変更です。これは、北海道宿泊税の導入と本町宿泊税を定率制に変更するために要する経費の増額でございます。これらの経費は、同じく93ページ中段の18節負担金補助及び交付金の一番上、北海道自治体情報システム協議会負担金1,045万4,000円のうち522万2,000円、これが宿泊税の変更に要する経費となっております。なお、この522万2,000円のうち352万2,000円は北海道宿泊税の導入に対する本町システム改修の経費となっておりまして、その財源は全額北海道からの委託費で賄われます。以上、賦課徴収費ではこれら2つの要因で1,267万円の経費が増額となっております。全体では前年比1,274万5,000円の増額計上でございます。

93ページ下、3項戸籍住民基本台帳費、これは次のページ、1節の報酬の一番上、会計年度任用職員報酬1名分の報酬376万4,000円を計上しています。続いて、下段、18節、1つ目、北海道自治体情報システム協議会負担金2,718万1,000円は、住民の異動受付支援システム更新及び住基システムとオンラインで連携するための改修等、これを計上してございます。

95ページ、4項1目の選挙管理委員会費、これはほぼ例年どおりの計上です。

2目知事道議会議員選挙費、これは令和9年4月に統一地方選挙が実施され、告示日が令和8年度に行われる知事道議会議員選挙の準備に要する経費として464万2,000円を新規計上しています。

あわせて、96ページ、3目町議会議員選挙費では、こちらも令和9年4月に実施する予定でございますが、準備に係る経費111万9,000円を本年度中に予算計上するというものでございます。

下段、5項1目指定統計費、これは前年比304万7,000円減の125万8,000円、令和8年度は経済活動調査が行われる予定でございます。

97ページ中ほど、6項監査委員費でございますが、8節旅費の特別旅費では新たに町村監査委員全国研修会、これに参加する旅費45万2,000円、これを新たに計上するほかについては例年どおりとなっております。

99ページ、3款1項1目1節の報酬153万6,000円、これは社会福祉委員16名の報酬、変わりありません。100ページ、12節委託料の1つ目、健康診断委託料785万1,000円は、国保加入者の特定健診と人間ドックなどの委託料で450人分を計上してございます。その下、障がい者福祉計画策定業務委託料50万円は、3年ごとの見直しとなるニセコ町障がい者福祉計画、これの改定に係る調査業務の委託料を計上してございます。2つ下、移動支援委託料533万3,000円、障害者の外出に係る支援を行うためのもので対象者5人分の予算計上です。その下、羊蹄山ろく障害者相談支援事業委託料295万8,000円、これは羊蹄山麓町村7町村が共同で障害者のサービス利用計画作成や相談業務などを委託をしています。その下、地域生活支援事業、日中一時支援事業と言っておりますが、この委託料106万8,000円、報酬改定による増額及び障害の度合いが高い利用者への支援のため、加算分24万円も含まれた予算額として計上してございます。13節の4つ目、健康アプリサービス使用料742万5,000円は、国保加入者の健診結果データ、それから医療受診記録などから健康改善に向けた行動を促し、健診受診率の向上も目指すためのアプリ、これの使用料でございます。この費用については、国保ヘルスアップ交付金、これを活用する予定でございます。飛びまして102ページ、上から2つ目、ニセコ町社会福祉協議会補助3,080万円、社会福祉協議会事務局3人分の人件費と諸経費1,924万円でございます。訪問介護事業に係るヘルパー人件費と諸経費に対し、1,156万円を計上してございます。その3つ下、地域活動支援センター運営事業費補助1,050万円は、NPO法人ニセコ生活の家への補助金で前年同額です。その下、ニセコ生活の家活動支援事業補助343万円、これは昨年度開設した障害者用グループホームの運営経費として支援をする予算でございます。103ページ、上から3つ目、介護給付等給付費1億2,524万5,000円、これは障害者総合支援法に基づく福祉サービス給付について障害者37名、障害児20名分の給付を実績等により計上してございます。104ページ下段、12節委託料、1つ目、配食サービス事業委託料、これは452万4,000円の計上で現在登録者50名でございます。105ページ、中段少し下、生活支援体制整備事業委託料725万円、昨年度ニセコ町社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターを中心に地域での支え合い環境づくりを進めるための委託料でございます。106ページ、上から7行目、ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助1,882万5,000円、ニセコハイツの地下燃料タンクが使用期限を迎えたことによるタンク及び地下埋設管更新工事、それから個室及び廊下給湯配管改修工事、この2つを行うということでございます。その下、高齢者介護施設経営維持特別対策事業補助2,215万円、ニセコ福祉会が行う人員確保に資するための経費に対して支援を行うための予算計上でございます。人員確保に資するための経費ということでございます。22節の公用車譲渡事業償還金73万2,000円は、保健福祉課公用車1台の更新、取得に伴う備荒資金償還金でございます。返済は10年度まで支出をいたします。107ページ、18節、後期高齢者医療給付費負担金5,200万円、北海道後期高齢者医療広域連合の提示額に基づく計上です。その2つ下、健康診査受診率向上補助15万円、これは後期高齢者が健診を受診した際にキラポイント付与をすることで継続受診につながるための予算計上でございます。

2項児童福祉費、1目児童措置費、108ページ、上から3つ目、会計年度任用職員報酬612万4,000円、令和8年度中に母子保健と児童福祉に関する相談などに包括的に対応するこども家庭センター、これを整備し、その業務に当たる会計年度任用職員を新たに1名配置するということから、前年比

376万1,000円増の計上です。こども家庭センター整備に係るものでございます。108ページ、一番下、12節の休日子ども預かり業務委託料225万4,000円、NPO法人ニセコ未来サポート隊へ委託している年末年始やゴールデンウィークの託児事業、これと、それから冬期の子どもの遊び場、キッズパーク事業の経費でございます。子どもたちの冬休み期間における室内の居場所、それから遊び場の選択肢が増えるよう引き続き有島記念館とコラボした内容の充実や見守り人材を確保するため委託料を前年比54万6,000円増で計上してございます。109ページ、18節の3つ目、子育て支援活動事業補助240万円は、地域住民有志が運営し、育ててきた水曜ほうかご探究室、これに対する補助で、放課後における児童の新たな居場所、学びの場所として令和5年度途中より開始し、定着しつつありましたが、運営の財源にあった経済産業省の補助金が終了するという事となり、町民からの強い継続要望を受け、町でも課題であります放課後の子どもの新たな居場所を維持、確保するため町として新たに予算計上し、事業の継続を支援するというものでございます。水曜ほうかご探究室でございます。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（青羽雄士君） 本日はこれにて延会いたします。

なお、明日3月3日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変ご苦労さまです。

延会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青羽 雄士（原本自署）

署 名 議 員 高瀬 浩樹（原本自署）

署 名 議 員 高木 直良（原本自署）